

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【事業年度】 第126期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 株式会社名村造船所

【英訳名】 Namura Shipbuilding Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名村建介

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員経營業務本部長 向周

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員経營業務本部長 向周

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第122期	第123期	第124期	第125期	第126期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	98,403	83,423	124,080	135,006	159,227
経常利益又は経常損失 () (百万円)	10,607	8,244	11,369	20,007	29,504
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	18,778	8,419	11,194	19,954	26,245
包括利益 (百万円)	15,493	4,264	12,726	30,577	27,587
純資産額 (百万円)	40,358	37,173	49,964	79,899	105,142
総資産額 (百万円)	111,562	123,721	124,901	174,791	209,037
1株当たり純資産額 (円)	580.15	534.32	717.83	1,145.39	1,505.29
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	271.84	121.88	161.85	287.86	378.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	160.43	285.52	375.33
自己資本比率 (%)	35.9	29.8	39.8	45.4	50.0
自己資本利益率 (%)	-	-	25.9	30.9	28.6
株価収益率 (倍)	-	-	2.2	6.9	6.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	26,636	15,096	8,999	27,405	37,727
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,065	715	1,262	1,919	5,258
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	124	2,500	3,384	571	2,287
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	13,507	25,276	29,456	55,386	90,140
従業員数 (名)	2,642	2,294	2,213	2,232	2,297

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 2 第122期および第123期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 第122期および第123期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 第122期および第123期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第123期の期首から適用しており、第123期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第126期の期首から適用しております。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第122期	第123期	第124期	第125期	第126期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	78,863	68,838	85,507	104,852	126,998
経常利益又は経常損失 () (百万円)	5,416	6,361	8,512	15,870	21,574
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	17,557	7,310	8,423	15,048	19,184
資本金 (百万円)	8,135	8,135	8,168	8,189	8,200
発行済株式総数 (千株)	69,100	69,100	69,253	69,345	69,386
純資産額 (百万円)	36,535	32,275	41,807	64,255	81,605
総資産額 (百万円)	85,904	88,365	101,331	144,166	168,558
1株当たり純資産額 (円)	524.68	462.84	600.04	922.89	1,171.49
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	20.00 (5.00)	50.00 (20.00)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	254.11	105.80	121.70	217.09	276.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	120.64	215.32	274.35
自己資本比率 (%)	42.2	36.2	41.0	44.4	48.2
自己資本利益率 (%)	-	-	22.9	28.5	26.4
株価収益率 (倍)	-	-	2.9	9.2	8.3
配当性向 (%)	-	-	-	9.2	18.1
従業員数 (名)	1,037	1,055	1,028	1,055	1,093
株主総利回り (%)	108.8	160.8	173.0	988.7	1,156.9
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	142.1	145.0	153.4	216.8	213.4
最高株価 (円)	263	355	760	2,361	2,772
最低株価 (円)	145	164	308	326	1,221

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 2 第122期および第123期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 第122期および第123期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 第122期および第123期の株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失であるため、第124期の配当性向についてはその他資本剰余金を配当原資としているため記載しておりません。
- 5 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 6 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第123期の期首から適用しており、第123期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 7 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第126期の期首から適用しております。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。

2 【沿革】

当社グループの沿革については、以下のとおりです。

1911年2月	名村源之助個人により大阪市大正区において名村造船鉄工所の名称のもとに創業
1931年4月	大阪市住之江区において旧村尾造船所の施設一切を買収し、株式会社に改組、株式会社名村造船所として新発足
1942年5月	東京事務所開設
1949年6月	大阪証券取引所に株式上場(資本金8百万円)
1949年9月	増資を実施(資本金20百万円)
1951年11月	増資を実施(資本金60百万円)
1956年3月	増資を実施(資本金180百万円)
1960年10月	増資を実施(資本金360百万円)
1961年9月	鉄構工場新設 陸上部門に進出
1963年10月	増資を実施(資本金720百万円)
1966年10月	増資を実施(資本金1,008百万円)
1972年4月	増資を実施(資本金1,550百万円)
1972年10月	伊万里工場建設起工
1972年12月	名和産業株式会社を設立(現 連結子会社)
1974年11月	伊万里工場竣工
1979年10月	大阪工場の設備売却
1981年8月	資本金、35%減資で1,008百万円
1981年10月	資本金、1,500百万円に増資
1982年7月	本社を大阪市住之江区から西区に移転
1983年1月	伊万里事業所(伊万里工場 改称)に海洋陸機工場新設
1983年7月	玄海テック株式会社を設立(現 連結子会社)
1983年7月	名村情報システム株式会社を設立(現 連結子会社)
1986年1月	福岡事務所開設(福岡営業所 改称)
1986年9月	名村エンジニアリング株式会社を設立(現 連結子会社)
1988年1月	モーニング ダイダラス ナビゲーション社を買収(現 連結子会社)
1990年4月	名古屋営業所開設
1990年10月	事業部制実施
1992年1月	メックマシナリー株式会社を買収
1992年3月	鉄構工場(海洋陸機工場 改称)増設
1992年8月	第一回・物上担保付転換社債70億円発行
1993年3月	転換社債3,756百万円が転換、資本金が1,500百万円から3,380百万円へ、資本準備金が1,875百万円増加
1993年12月	転換社債2,173百万円が追加転換、資本金が4,468百万円へ、資本準備金が1,085百万円増加
1994年2月	第二回・無担保転換社債70億円発行
1994年9月	I S O 9001及びJ I S 9901審査登録完了
1995年3月	転換社債51百万円が追加転換、資本金が4,494百万円へ、資本準備金が26百万円増加
1997年2月	福岡営業所開設
1997年8月	株式会社オリイ株式を公開買付により31.6%取得
1998年4月	佐賀営業所開設
1998年9月	名村マリン株式会社を設立(現 連結子会社)
2000年7月	環境I S O 14001審査登録完了
2000年12月	株式会社オリイとメックマシナリー株式会社は合併し、オリイメック株式会社が発足
2001年3月	函館どつく株式会社に資本参加
2003年11月	オリイメック株式会社株式を公開買付により、議決権比率87.1%取得
2004年4月	オリイメック株式会社を株式交換により、完全子会社化
2004年6月	第三者割当増資(約38億円)を実施、資本金が6,384百万円に、資本準備金が1,890百万円増加
2006年2月	伊万里事業所の船舶建造設備を増強(第一次大型設備投資)
2006年12月	第三者割当増資(約34億円)を実施、資本金が8,083百万円に、資本準備金が1,700百万円増加
2007年7月	伊万里事業所の船舶建造設備を増強(第二次大型設備投資)
2008年3月	函館どつく株式会社の第三者割当増資の全額引受けにより、議決権比率88.7%取得
2013年7月	東京証券取引所及び大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第一部に上場

2014年10月 佐世保重工業株式会社を株式交換により、完全子会社化
2017年11月 エヌウェーブ ベトナム社を設立(現 連結子会社)
2018年10月 オリイメック株式会社を株式会社アマダホールディングスに全株譲渡
2018年10月 大阪営業所開設
2019年 6月 函館どつく株式会社の第三者割当増資の全額引受けにより、優先株式6万株を取得(当該優先株式は2024年 6月に普通株式に転換)
2022年 1月 佐世保重工業株式会社の新造船事業を休止し、艦艇修繕と機械の両事業を柱とする事業構造改革を実施
2022年 3月 持分法適用会社であった株式会社伊万里鉄鋼センター(現 連結子会社)の持分を追加取得し、完全子会社化
2022年 3月 佐世保重工業株式会社(現 連結子会社)に対する債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)を実施
2022年 4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からスタンダード市場に移行
2022年 7月 函館どつく株式会社(現 連結子会社)に対する債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資の全額引受けにより、優先株式6万株を取得

3 【事業の内容】

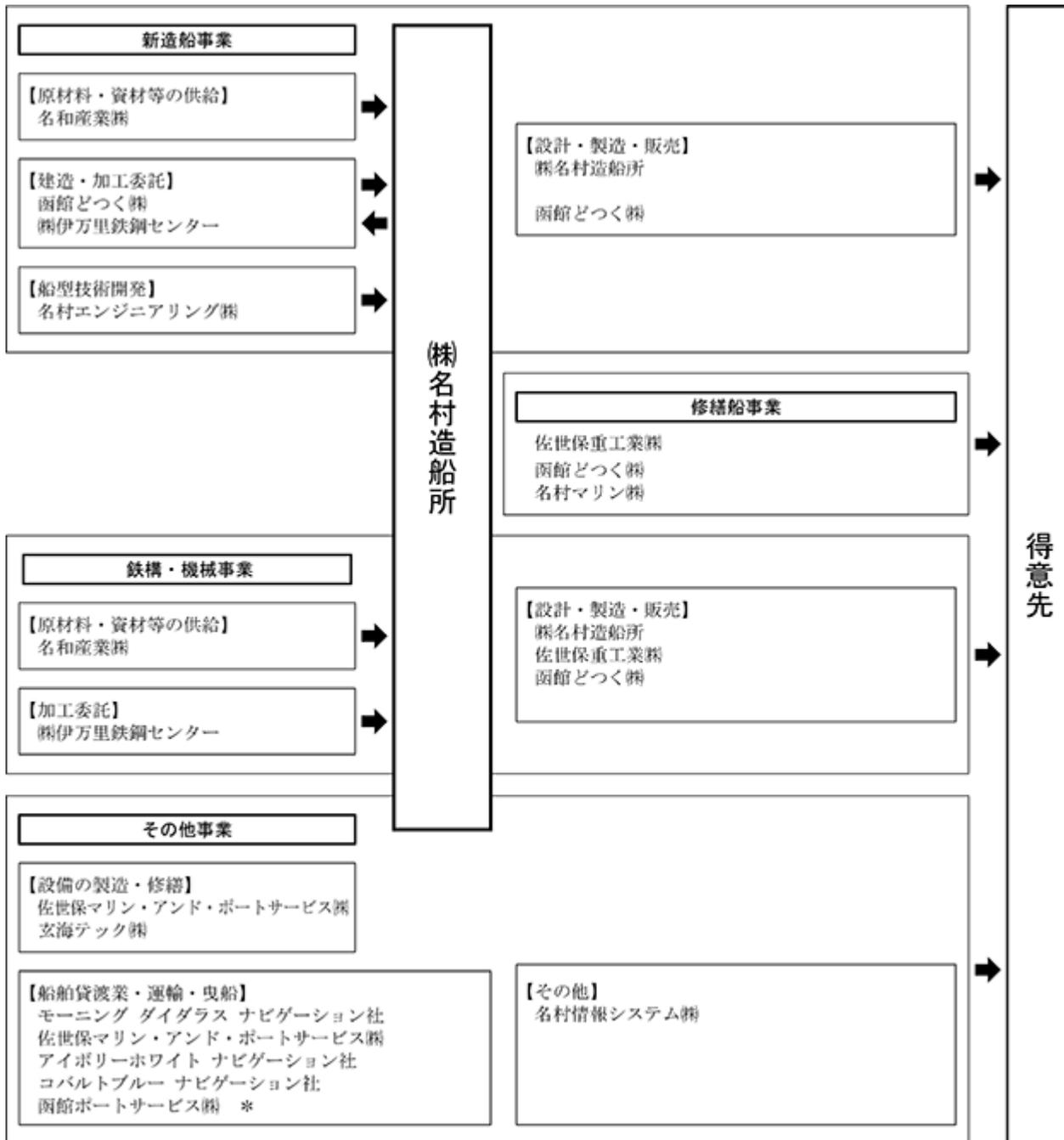
当企業集団は、株式会社名村造船所(当社)、子会社14社および関連会社3社より構成されており、船舶、機械および鉄鋼構造物の製造販売ならびに船舶の修繕を主な事業内容としているほか、これらに付帯する業務等を営んでおります。

当企業集団の事業に係る位置づけおよびセグメントとの関連は次のとおりであります。

なお、次表の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメント区分と同一であります。

- | | |
|-----------|--|
| (新造船事業) | 当社および函館どつく(株)(連結子会社)が、各種船舶の製造販売をおこなっております。
製造につきましては、鋼材ショット加工を(株)伊万里鉄鋼センター(連結子会社)に委託しております。
船舶資材の一部につきましては、名和産業(株)(連結子会社)を通じて仕入をおこなっております。
船型の技術開発の一部につきましては、名村エンジニアリング(株)(連結子会社)がおこなっております。 |
| (修繕船事業) | 佐世保重工業(株)(連結子会社)および函館どつく(株)(連結子会社)は、船舶の修繕をおこなっております。 |
| (鉄構・機械事業) | 名村マリン(株)(連結子会社)は、当社より船舶の修繕を受託しております。
当社および函館どつく(株)(連結子会社)が、製造販売をおこなっております。
資材の一部につきましては、名和産業(株)(連結子会社)を通じて仕入をおこなっております。
佐世保重工業(株)(連結子会社)において、クランク軸等の船舶用機器などの製造をおこなっております。 |
| (その他事業) | 名村情報システム(株)(連結子会社)は、ソフトウェア開発、情報機器の販売を当社および関係会社に対しておこなっております。
玄海テック(株)(連結子会社)は、当社および関係会社より、設備の保全、保安業務を受託しております。
名村マリン(株)(連結子会社)は、当社より船舶の保守およびアフターサービスを受託しております。
モーニング ダイダラス ナビゲーション社(連結子会社)、アイボリーホワイト ナビゲーション社(連結子会社)およびコバルトブルー ナビゲーション社(連結子会社)は、船舶貸渡業を営んでおります。
佐世保マリン・アンド・ポートサービス(株)(連結子会社)は、曳船業務に従事、また佐世保重工業(株)(連結子会社)より設備の保全、保安業務を受託しております。
函館ポートサービス(株)(関連会社)は、曳船業務および内航運送業務に従事しております。 |

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



注) 1. →は製品等の流れを表しております。
2. 無印は連結子会社、*印は持分法適用会社です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 函館どつく㈱ (注) 4	北海道 函館市	100	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械事業 その他事業	96.3 (0.2)	当社からの新造船の受託建造をおこなっております。 債務保証をしております。 役員兼任 5名 (うち当社従業員 1名)
佐世保重工業㈱	長崎県 佐世保市	100	修繕船事業 鉄構・機械事業 その他事業	99.9 (0.3)	当社と役員兼任 4名
佐世保マリン・ アンド・ ボートサービス㈱	長崎県 佐世保市	50	その他事業	100.0 (100.0)	佐世保重工業㈱の工場設備の保全業務および運輸 業務等をおこなっております。
名和産業㈱	佐賀県 伊万里市	80	新造船事業 鉄構・機械事業 その他事業	100.0	当社および関係会社に対し原材料を販売しており ます。 役員兼任 3名 (うち当社従業員 2名)
玄海テック㈱	佐賀県 伊万里市	50	その他事業	100.0	当社および関係会社の設備保全工事を請け負って おります。 役員兼任 2名 (うち当社従業員 1名)
名村情報システム㈱	佐賀県 伊万里市	50	その他事業	100.0	当社および関係会社に対してソフト開発及び情報 機器を販売しております。 役員兼任 2名 (うち当社従業員 1名)
名村マリン㈱	佐賀県 伊万里市	10	修繕船事業 その他事業	100.0	当社の船舶の修繕・保守及びアフターサービスを 請け負っております。 当社より設備を賃借しております、 役員兼任 3名 (うち当社従業員 3名)
モーニング ダイダラス ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 150	その他事業	100.0	債務保証をしております。 役員兼任 3名 (うち当社従業員 3名)
名村 エンジニアリング㈱	佐賀県 伊万里市	20	新造船事業	100.0	当社船型の技術開発をおこなっております。 役員兼任 4名 (うち当社従業員 4名)
エヌウェーブ ベトナム社	ベトナム社会 主義共和国 ホーチミン市	千米ドル 450	新造船事業	100.0	役員兼任 1名
アイボリーホワイト ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3名 (うち当社従業員 3名)
コバルトブルー ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3名 (うち当社従業員 3名)
㈱伊万里鉄鋼センター	佐賀県 伊万里市	200	新造船事業 鉄構・機械事業	100.0	当社鋼材のショット加工をおこなっております。 当社に土地等を賃貸しております。 役員兼任 4名 (うち当社従業員 4名)
(持分法適用関連会社) 函館ポートサービス㈱	北海道 函館市	10	その他事業	24.1 (24.1)	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 「議決権の所有または被所有割合」欄の()内は間接所有の割合であります。
3 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
4 特定子会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	1,191
修繕船事業	406
鉄構・機械事業	162
その他事業	316
全社(共通)	222
合計	2,297

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 臨時従業員につきましては従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,093	41.4	17.7	6,575

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	931
鉄構・機械事業	78
全社(共通)	84
合計	1,093

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3 臨時従業員につきましては従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は次のとおりであります。

組合名称	所属上部団体
名村造船労働組合	日本基幹産業労働組合連合会

当企業集団の労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性の割合、男性の育児休業取得率および男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性の割合(%) (注1)	男性の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(注1)(%)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
5.5	60.0	77.8	82.4	62.8

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性の割合(%) (注1)	男性の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(注1)(%)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
函館どつく(株)	0.0	33.3	83.8	82.6	-
佐世保重工業(株)	0.0	50.0	65.6	74.2	71.2

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略・経営指標等

当社グループは、長期的視野に立ったグループ経営によりグループの持続的発展に向けて取り組むとともに、さらなる成長を実現するためにグループ経営資源の「選択と集中」をさらに深化させ、収益の拡大を目指してまいります。

日本造船工業会の調査によりますと、中長期的には世界の経済成長や人口増加に加え、船舶のゼロエミッション化の進展により新造船建造需要が拡大し、その後も高原状態が継続すると予測されております。

中核である新造船事業におきましては、今後の需要拡大に向け、生産量の拡大のための建造能力強化を推し進めてまいります。新たな成長局面を迎える新造船事業の需要を捉え、グループの躍進につなげるため、積極的な設備投資やデジタルトランスフォーメーション(DX)化を推進してまいります。

また、グループにとって安定収益の確保・拡大のためには修繕船事業や鉄構・機械事業の基盤強化が不可欠であり、人材の確保と育成や設備の拡充など必要な経営資源を投入してまいります。

財務面においては、新造船事業の建造能力拡大を中核とする成長投資のために必要となる長期資金を、金融機関からの借入や資本市場からの調達で賄うべく、有効な手段を検討してまいります。

今後は、収益力の強化と企業価値の向上だけでなく、地球環境の改善に向けた積極的な取り組みや地域社会への貢献により、株主はもとより顧客・取引先・金融機関・従業員・地域など様々なステークホルダーとの信頼関係の強化・拡大を図り、持続的な成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指してまいります。

(2) 経営環境および対処すべき課題

新造船事業

新造船市場において需要は堅調に推移し、各国造船所が最長4～5年先までの手持工事を確保する中で、中国は多くの船種で受注を加速させ生産量拡大の動きを見せており、今後の中国造船所建造船の大量竣工の影響が注視されます。一方で、世界的な温室効果ガス(GHG)排出量ゼロを目指す動きとして、重油燃料船から次世代燃料船への代替需要を中心とした中長期的な需要増加が期待されております。

当社では既に大型LPG・アンモニア運搬船(VLGC)やLNG二元燃料大型撒積運搬船などを完工しておりますが、新燃料船の建造工程は従来の船種と比べ長期化・複雑化する傾向があります。需要増加に応じた建造量拡大のためには設備の増強やスマートファクトリー化による生産現場の最適化・省人化が不可欠であり、主力工場である当社伊万里事業所においては、長期設備投資計画の策定に着手し、また、生産現場のデジタルトランスフォーメーション(DX)化に取り組んでおり、函館どつく株式会社においても設備の近代化を推進してまいります。

将来のGHG排出量ゼロの実現のためには、水素燃料やアンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船の普及が必要不可欠となります。当社グループはゼロエミッション船の技術開発に注力しており、当社は本年3月にアンモニアを燃料とした「大型アンモニア輸送船」を株式会社商船三井および三菱造船株式会社と開発し、設計基本承認を共同取得いたしました。当社グループは、地球環境に優しい船づくりによる持続可能な社会の実現のために、環境負荷低減を当社経営の最重要課題の一つと位置付けており、2050年カーボンニュートラルを掲げる政府方針に沿い温室効果ガスの排出削減を目指します。また、お客様のご期待に応えるべく、次世代燃料船の開発にも積極的に取り組み、低炭素社会の実現に貢献してまいります。

さらに、これまでお客様から高い評価をいただいている主力商品においてもさらに性能と品質を高め、受注力を強化してまいります。コスト面においても、設計から調達、製造の現場まで一貫したコスト削減活動を徹底してまいります。

修繕船事業

地政学的リスクの高まりや近年の日本周辺の安全保障環境の変化を受け、世界的に防衛費が増加しており、修繕船事業を取り巻く環境は大きく変化しております。我が国においても、防衛費予算の増額や国防事業を維持・強化するための法整備が進められており、また、米海軍は日本国内の修繕ヤードで大型艦艇の修繕工事を実施する検討を始めております。

当社グループにおきましては、修繕船事業の拠点として佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の函館造船所および室蘭製作所の3拠点が連携し、国内艦艇や巡視船などの修繕工事において実績を重ね、我が国の安全保障体制の維持に貢献してまいりました。今後も、予想される修繕需要の増加の機会を捉えて確実に受注を獲得するとともに、米海軍の大型艦船修理の対応整備、岸壁・入渠工事においても受注を目指します。

また、LNG運搬船、大型客船、フェリー、サブライボート、漁船などの一般商船の修繕工事においても、安定的な収益を確保してまいります。

両社ともに、人材確保や設備老朽化などの課題の解決と、さらなる規模の拡大と収益力の強化を目指して取り組んでおります。佐世保重工業株式会社はドック改修工事を経て国内最大級の修繕ヤードとなり、また海上自衛隊基地や米海軍基地に隣接するという立地条件を活かし、事業拡大を進めております。函館どつく株式会社におきましても、関東以北で唯一の大型船の修繕拠点としてさらなる成長を目指します。

鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う鉄構橋梁部門におきまして、2023年7月に橋桁落下事故を発生させました工事につきましては、再発防止策を講じて慎重に施工を実施し、本年3月に竣工・引渡を完了いたしました。引き続き他の工事についても安全管理を徹底し、無災害を継続することで一日も早い信頼回復に努めてまいります。

国内鋼道路橋の新設工事発注量は著しく低い水準で推移しており、インフレの影響もあって改善は見込み難い状況にあります。人材の適材適所配置やグループ内での連携を図り、鉄構・橋梁事業の受注力、施工能力、技術力を向上させ、工事量を確保し、安定収益体制を構築してまいります。

佐世保重工業株式会社が担う船用機器部門においては、原材料高騰に伴って廉価・安定調達が継続的な課題ですが、新造船の需要増に伴う船用エンジンメーカー向けの需要は増加しており、シェア拡大のための受注力強化に努め、収益基盤のさらなる強化に取り組んでまいります。

その他事業

当社グループにおきましては、市場環境の変化に応じた事業ポートフォリオの最適化を目指しており、中核事業以外の分野を担当するグループ各社におきましても、収益拡大に取り組み、グループ収益基盤の強化・発展に貢献してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方および取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

世界の物流を支える国際海運においてはGHG（温室効果ガス）排出量削減のため、国際海事機関（IMO）をはじめとして関係各国政府・海事関係者等による取組みが進められています。

このような事業環境のもと、気候変動対策における当社の重要な役割は、造船事業者として優れた環境対応型船舶を提供していくことであると捉えており、顧客とともに環境対応型船舶の開発をはじめとする取組みを進めています。

また、鉄構事業においては、国および地方自治体等ご発注による鋼製橋梁工事等を通じて地域交通の円滑化や災害復興に貢献しています。

加えて工場の省エネルギー化、安全への取組み、人権の尊重、働きやすい職場づくりによる人材の確保・育成、地域社会への貢献等についても今後とも積極的に取り組む必要があります。

かかる現状認識に基づき、当社は持続可能な社会の構築に向けた積極的役割を果たすため、社長直轄組織としてESG委員会を設置し、気候変動やコンプライアンス、人材開発、人権、危機管理等各課題に応じた担当部会を設けて全社的・組織横断的な取組みを進めています。

さらに当社グループとして当社社長を委員長とするグループESG委員会を設置し、上記取組みをグループとして展開していけるよう推進しています。

当社グループでは「名村造船所グループ行動憲章」を制定しているほか、2024年度には人権尊重の取組み推進の指針として、「名村造船所グループ人権方針」を定めるなどESG経営の基盤を整備するとともに、ESG経営特設ホームページを設けて取組みを対外的に紹介しています。

加えて、2024年度より当社グループ全体でのGHGのスコープ1およびスコープ2排出量の算定に取り組んでおり、将来的な開示を予定しております。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針および社内環境整備に関する方針は、以下のとおりです。なお、実績値につきましては、当社および主要な連結子会社2社（函館どつく株式会社および佐世保重工業株式会社）を集計の対象としております。

人材育成方針

当社グループは、競争力の源泉は人材であるという認識のもと、人材育成をおこなっております。具体的な施策として、採用した人材に必要なスキルを身につけさせ、能力を拡大するために各年次・役職ごとの研修を実施しているほか、職種ごとに求められる能力・専門知識の習得を目的とした研修を実施し、従業員一人ひとりの自律的なキャリア構築を支援しております。

また、経営環境の急速な変化に対応するためには、従業員のリスクリングを促す必要があります。当社グループでは、社会人ドクターの取得、海外留学、コンプライアンス・法律教育などを通じ、既にスキルを持っている人材でもさらなる高みを目指すとともに、様々な状況変化に対応し能力を向上させられるよう、学びなおしを支援し、組織的な育成に取り組んでいます。

社内環境整備方針

中長期的な企業価値向上のためには、非連続的なイノベーションを生み出すことが重要であり、その原動力となるのが多様な個人の掛け合わせであります。そのため、人材の専門性や経験、感性、価値観といった知と経験のダイバーシティを積極的に取り込むことが必要であり、当社グループでは、経営理念「存在感」に基づき、従業員一人ひとりが様々な立場や価値観を認め合い、多様な働き方を実現できる環境づくりに向け、取組みを進めてまいります。

人材採用

・人材採用基本方針

グローバルにビジネスを展開する当社グループでは、世界中で活躍できる資質と高い志を持った、「存在感」ある人材を求めています。そうした人材の獲得のため、国籍、性別、障がい、人種、宗教、性的指向などに関係なく、応募者の適性・能力のみを基準とした公正公平な採用を活動の基本方針としています。

・経験者採用および外国人材の採用

我々を取り巻くビジネス環境は目まぐるしく変化しており、イノベーションの創出やグローバル展開の加速に向けて、活力と多様性に富む人材ポートフォリオの構築が必須です。そのため、当社では新卒採用のみならず、高い専門性や知見を有するプロフェッショナル人材の経験者採用・外国人材の採用を推進しております。また、データを活用し、当該人材の定着や能力発揮の状況を定期的に把握し、多様な人材が活躍しやすい風土を醸成しています。

・実績

2015年度～2024年度の10年間ににおいては、新卒採用で566名を採用し、経験者採用では375名を採用しております。そのうち、外国籍の従業員については26名を採用しております。

従業員エンゲージメントを高めるための取り組み

・働き方改革基本方針

我が国は「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しており、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

当社グループでは、この課題の解決のため、従業員の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる会社を実現し、従業員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

・従業員エンゲージメントレベルの把握

経営戦略の実現に向けて、従業員が能力を十分に発揮するためには、やりがいや働きがいを感じ、主体的に業務に取り組むことができる環境の整備が重要です。

当社グループでは、中期的な組織力の維持・向上を目指し、従業員アンケート等を通じてグループにとって重要なエンゲージメント項目を整理し、従業員のエンゲージメントレベルを定期的に把握しています。

・実績

従業員エンゲージメントの向上・ワークライフバランスの実現にむけ、業務の効率化、在宅勤務（テレワーク）等を推進しております。また、2024年度の有給休暇の取得率は、81.6%と厚生労働省が実施した令和6年就労条件総合調査における平均取得率65.3%と比べて高い取得率となっています。

そうした取り組みの結果、勤続年数は、2025年3月末平均で男性16.1年、女性14.7年となっております。

女性活躍推進

・女性活躍基本方針

我が国では、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することがますます重要になっております。

その中で、当社グループでは、女性従業員の積極的な採用、雇用する女性従業員の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に自ら取り組むとともに、国または地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力をおこなっております。

・具体的な取り組み

在宅勤務、小学校卒業までの育児時短勤務の導入、育児休業の取得促進、有給休暇取得の半日単位・時間単位取得制度の導入のほか、女性向けキャリア研修等の実施をおこなっております。

・実績

全従業員に占める女性従業員の割合は、2025年3月末には6.9%であり、女性従業員に占める女性管理職割合は、2016年3月末の0%から2025年3月末には2.4%に増加しております。

また、2024年度の育児休業取得率は、女性は100%を達成しており、男性は2015年度の0.1%から54.2%へ大幅に増加しております。

(3) リスク管理

当社はサステナビリティの各課題について、気候変動、人権、人材確保・育成、品質保証、労働安全衛生、コンプライアンスおよび危機管理の各分野においてESG委員会においてリスクの特定等をおこなったうえで、具体的な対応策について、担当部会等で実務的な検討をおこなう体制を構築しています。

また、ESG委員会において管理するリスクや機会および対応策についてはESG委員会の開催後に取締役会に報告され、必要な対策が取られるとともに経営戦略の立案・対応等に活用される仕組みとしています。

(4) 指標および目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針および社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。

当該指標に関する目標および実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
女性の在籍人数	2030年までに150名	125名
女性の管理職人数	2030年までに新たに10名増やす	増減なし（3名）

当社グループでは、産業上の特性から、管理職の候補となり得る女性人材の絶対数が不足している状況です。そのため、今後新卒・経験者問わず女性人材の採用を強化し、まずは、女性が活躍する職場の土台作りを進めるとともに、管理職への育成を図ってまいります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
男性の育児休業取得率	2030年までに60%	54.2%
有給休暇の取得率	2030年までの期間平均70%以上	81.6%

男女問わず働きやすい職場づくりのため、従業員エンゲージメントの向上・ワークライフバランスの実現に向け、男性の育児休業取得率向上と有給休暇の取得率向上を目標としております。

当社グループの男性の育児休業取得率は上昇傾向にあり、2024年度は目標の40%を大きく上回り54.2%となりました。2025年度は目標を60%に引き上げ、引き続き男性の育児参加を推奨いたします。

なお、厚生労働省が実施した令和5年度（2023年度）雇用均等基本調査では男性の育児休業取得率は30.1%でしたが、同年度の当社グループの男性の育児休業取得率は36.8%であり、全国平均を上回っております。（2024年度の雇用均等基本調査結果は2025年7月公表予定）

（注1）連結子会社のうち、常時雇用する労働者が301人以上で女性活躍に関する情報を公表している会社（函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社）を対象にしています。

（注2）女性の在籍人数は正規雇用者を対象としており、パート職員・有期労働者は対象者に含んでおりません。

（注3）有給休暇の取得率は正規雇用者を対象としており、パート職員・有期労働者は対象者に含んでおりません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

政治・経済情勢

グループの中核事業である新造船事業におきまして、新造船の需要は海運市況に大きく左右されるため、世界経済の悪化や地政学的リスクの高まりなどの影響により海運市況が低迷した場合、新造船需要が後退し、受注の確保が難しくなります。また、修繕船事業や鉄構・機械事業におきましても、国内外の政治・経済情勢の動向を受けて受注環境が変化します。

事業環境・競争環境

世界の造船需要は堅調に推移しており、新造船の受注価格が以前より改善するとともに為替も円安基調で推移しておりますが、世界的な不確実性の拡大やインフレなど不安要素も多く、引き続き緊張感を持った事業経営が求められます。

新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要します。厳しい受注環境下において仕事量確保のためやむを得ず受注する場合や将来を見据えて戦略的に受注する場合などは赤字受注となることもあり、受注時点で工事損失引当金を計上する場合があります。船価の建値はほぼ米ドルであり、売上高および工事損失引当金の計上額は、為替レート変動の影響を受けます。

気候変動対応

地球環境問題への対応の一環として、船舶から排出される硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)、二酸化炭素(CO₂)などに対して、国際海事機関(IMO)が具体的な排出制限目標を定めるなど建造船における環境規制への対応が必須となっており、従来燃料に代わる新燃料船等に対するニーズが高まっています。

当社は顧客等と共同し環境対応型船型の開発等に積極的に取り組んでおりますが、これら規制対応や新燃料船にかかる効率的な研究開発体制および生産体制が確立できない場合には、当社グループの主力事業である新造船事業における技術的優位性の観点から不利になりかねず、競争力が低下するリスクがあります。

為替動向

新造船事業は輸出比率が高く、受注の大半は米ドル建ての契約であり、売上高および入金額や工事損失引当金は為替レートの変動の影響を受けます。その影響を軽減する対策として、為替動向を考慮しながら取締役会で定めた一定の方針に基づき計画的に為替予約を実施しております。しかしながら、急激な円高が生じた場合には、業績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

個別受注契約

新造船事業では受注から竣工引渡しまでの期間が長期間に亘るため、その間の経済情勢の変化の影響を受けて当初見積りより建造コストが増加する可能性があり、見積精度の向上に努めています。また、建造船は、顧客ごとの仕様要求に応じた受注生産となっているため、受注契約時に十分な事前検討をおこなっておりますが、当初予期されなかった事柄が後日発生し設計変更や工程遅延等により、建造コストが増加する可能性があります。

また、当社は受注に際して顧客の信用力や風評について情報を収集し、案件によっては商社を主契約者として顧客の信用リスクを軽減するなど、個別の対応をおこなっております。

資材調達

主要な原材料・資機材において、価格の急激な変動、地政学的リスクや災害等による供給不足の問題が生じた場合、製造原価が上昇するのみならず、調達品の納期遅れによる工程遅延等の問題が発生する可能性があります。

特に新造船事業においては主要原材料である鋼材価格が製造原価の大きな変動要因になっているほか、世界的なインフレ傾向等により鋼材以外の資機材についても価格上昇の影響が懸念されます。このような状況下、資機材の確実な調達と情報収集のために大阪本社と東京事務所に資材部員を常駐させ、調達部門と営業部門・設計部門やグループ各社との連携を強化し、各種合理化策、V A / V E 活動等を一層深化させることで最大限の調達コスト削減を目指すとともに、従来の取引実績には拘らない内外サプライチェーンの見直しと再編に積極的に取り組んでまいります。

人材確保・育成

当社グループにおいて人材は重要な経営資源であり、女性・外国人材の活用を含めて将来を担う人材の採用・育成と円滑な技術・技能の伝承に努めておりますが、労働市場の動向によっては計画通りの人材確保・育成ができず、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

品質保証

当社グループは、品質や安全に関する法令等を遵守し、製品の品質向上に常に努めておりますが、過失等により大きな不具合が発生した場合、損害賠償や訴訟費用等により多額の費用が発生し、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

労働安全衛生

当社グループは、事業所および建設工事現場等における労働安全衛生管理に様々な対策を講じていますが、不測の事故等により重大な労働災害や健康被害が発生した場合には、生産活動に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

人権の尊重

当社グループは「名村造船所グループ人権方針」を定めるとともに、グループE S G委員会および当社E S G委員会を中心とした活動により、サプライチェーンを通じた人権尊重の取り組みの推進・実行を図っています。

このような活動にも関わらず、人権侵害に関わる重大な事案が発生した場合には、当社グループの信用力低下や当局からの処分等により、多額の費用や損失が発生し、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス

当社グループは、法令遵守がすべての基本であるとの認識のもと、グループE S G委員会における議論を通じて「名村造船所グループ行動憲章」を定めており、グループE S G委員会および当社E S G委員会を中心とした活動により、各階層にわたるコンプライアンス教育・研修を実施するなどコンプライアンスの推進・実行を図っています。

このような活動にも関わらず、コンプライアンスに関わる重大な事案が発生した場合には、当社グループの信用力低下や当局からの処分等により、多額の費用や損失が発生し、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

危機管理

当社グループは、大規模な地震や風水害等の自然災害や火災・その他の災害等の発生に備えて設備の点検、訓練の実施、連絡体制の整備などを進めておりますが、このような災害等による生産設備の損壊、物流機能の麻痺等の直接的な被害や、電力不足が解消されないこと等の間接的な被害が発生した場合、また予期せぬ感染症の拡大により操業への影響などが生じた場合には、当社グループの事業活動に支障をきたし、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティ

当社グループは、事業を通じて入手した取引先等の機密情報や当社グループの設計・技術・営業等に関する機密情報を保有しており、これらの情報の保護に努めておりますが、コンピュータウィルスの感染や不正アクセス等によりこれらの情報が流出・消失した場合やシステムが停止した場合、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループが保有する投資有価証券のうち、時価を有するものについては時価が著しく下落した場合に、時価のないものについては実質価額が著しく低下した場合に、投資有価証券評価損を計上することがあります。

保有する投資有価証券については継続保有に資するかを毎年検討しており、保有の意義・合理性が乏しくなると判断される株式については、適宜、縮減を図ってまいります。

固定資産の減損

当社グループが保有する固定資産について、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見通しが低下した場合等に減損損失を計上することがあります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)経営成績

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	135,006	159,227	24,221	17.9%
営業利益	16,493	29,466	12,973	78.7%
経常利益	20,007	29,504	9,497	47.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	19,954	26,245	6,291	31.5%

当連結会計年度の為替レートは以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
期末レート (連結会計年度末)(注1)	151.41円/US\$	149.52円/US\$	1.89円 円高
売上高平均レート(連結会計年度)(注2)	143.58円/US\$	150.00円/US\$	6.42円 円安

(注1)未入金かつ未予約のドル建売上高は当連結会計年度末のレートでもって円換算しております。

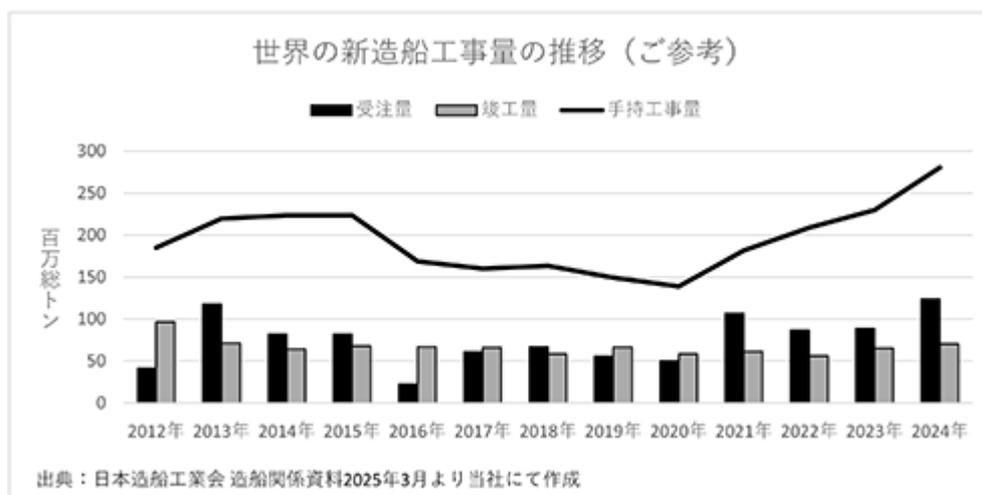
(注2)売上高平均レートは、「為替予約済レートを含む円換算売上高総額」÷「ドル建て売上高総額」であります。

(概況)

当連結会計年度の世界経済は大きな課題を抱えながらも底堅く成長を続けており、我が国経済も好調な企業業績・設備投資に支えられて良好な状態が続きましたが、グローバル的な不確実性は依然として高い水準にありました。

世界の造船市場においては、2021年以降は受注量が竣工量を大きく上回る状況が続き、日本造船所はおよそ3.5～4年分の受注残を確保しておりますが、中国造船所は竣工量、受注量、手持工事量が載荷重量トン(DWT)で、それぞれ世界全体の55.7%、74.1%、63.1%と15年連続で世界一になる強大な存在となりました。

当連結会計年度の経営成績は、中核である新造船事業において、売上高平均為替レートが前期比6円42銭の円安であったことに加えてハンディ型撒積運搬船の大量連続建造効果により建造量が期初計画より増加し、修繕船事業、鉄構・機械事業においては構造改革が順調に進捗した結果、売上高は159,227百万円、営業利益は29,466百万円、経常利益は29,504百万円、税金等調整前当期純利益は29,590百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は26,245百万円となりました。



<セグメント別概況>

(単位：百万円)

	売上高				営業利益(は損失)			
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減額	増減率	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減額	増減率
新造船	102,834	122,877	20,043	19.5%	16,780	27,572	10,792	64.3%
修繕船	18,990	23,041	4,051	21.3%	1,766	3,636	1,870	105.8%
鉄構・機械	6,858	6,225	633	9.2%	122	115	237	-
その他	6,324	7,084	760	12.0%	511	836	325	63.6%
計	135,006	159,227	24,221	17.9%	18,935	32,159	13,224	69.8%
消去又は全社	-	-	-	-	2,442	2,693	251	-
連結	135,006	159,227	24,221	17.9%	16,493	29,466	12,973	78.7%

新造船事業

当連結会計年度の売上高は122,877百万円(前年同期比19.5%増)、営業利益は27,572百万円(前年同期比64.3%増)となりました。資機材価格の高騰や人件費の大幅な上昇があったものの、ドル円相場が円安水準で推移したこと、当期のグループ中核商品と位置付けているハンディ型撒積運搬船の連続・大量建造により建造量が期初計画より増加したこと、海外を含めたサプライチェーンの再編や設計・製造・調達など関係者一丸となった原価削減活動により想定以上の原価削減効果が出たこと等により、前期比で大幅な増収増益となりました。

当連結会計年度におきましては、ハンディ型撒積運搬船23隻に加えて、地球環境に配慮したLPG燃料対応大型LPG・アンモニア運搬船(VLGC)1隻およびLNG二元燃料大型撒積運搬船1隻を完工し、VLGC2隻および大型撒積運搬船10隻、ハンディ型撒積運搬船10隻を受注した結果、当連結会計年度末の受注残高は394,070百万円(前年同期比26.8%増)となりました。

修繕船事業

佐世保重工業株式会社と函館どつく株式会社が担う修繕船事業において、当連結会計年度の売上高は23,041百万円(前年同期比21.3%増)、営業利益は3,636百万円(前年同期比105.8%増)となりました。主力の国内艦艇修繕工事が順調に完工したことに加えて、佐世保重工業株式会社においては、新造船部門から修繕船部門に移籍した人員の技術・技能習熟度の向上により事業基盤の強化が進み、技術難易度が高い民間船の大型修繕工事や米軍艦艇にも積極的に取り組み、函館どつく株式会社においては海上保安庁巡視船「えちご」の修復工事を14か月にわたり実施し完工するなど、両社の操業量が拡大し利益率も改善した結果、前期比で大幅な増収・増益となりました。

当連結会計年度末の受注残高は5,324百万円(前年同期比50.3%減)となりました。

なお、復旧工事後の巡視船「えちご」は35年前の新造船建造時の性能を取り戻し、これに対して海上保安庁第九管区保安本部長より感謝状を賜りました。

鉄構・機械事業

当連結会計年度の売上高は6,225百万円(前年同期比9.2%減)、営業利益は115百万円(前年同期は122百万円の営業損失)となりました。鉄構橋梁部門において2023年7月に発生させました橋桁落下事故は、再発防止策を講じて慎重に施工を実施し、本年3月に竣工・引渡を完了いたしました。同部門の操業量や新規受注量は減少の止む無きに至りました。船用機械部門においては、主力の船用エンジン向けクランクシャフトの事業環境が改善し、課題であった原材料費の高騰対策についても調達先の多様化を進めたコスト削減に加え、生産効率の改善等により黒字転換を達成し、鉄構・機械事業としても営業利益を確保いたしました。

当連結会計年度末の受注残高は5,403百万円(前年同期比21.8%減)となりました。

その他事業

当連結会計年度の売上高は7,084百万円(前年同期比12.0%増)、営業利益は836百万円(前年同期比63.6%増)となりました。

当連結会計年度末の受注残高は1,696百万円(前年同期比16.4%減)となりました。

(2)生産、受注および販売の実績

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期増減率(%)
新造船事業	96,235	3.5
修繕船事業	18,550	13.1
鉄構・機械事業	5,805	13.8
その他事業	6,355	9.2
合計	126,945	1.3

(注) 上記の金額は、「収益認識に関する会計基準」等によらず、工事の完成・引渡時点をもって算定された金額を記載しております。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期増減率(%)	受注残高(百万円)	前期末増減率(%)
新造船事業	201,561	38.9	394,070	26.8
修繕船事業	19,915	7.5	5,324	50.3
鉄構・機械事業	6,136	14.9	5,403	21.8
その他事業	7,180	3.3	1,696	16.4
合計	234,792	31.2	406,493	23.0

(注) 上記の金額は、「収益認識に関する会計基準」等によらず、工事の完成・引渡時点をもって算定された金額を記載しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期増減率(%)
新造船事業	133,643	57.3
修繕船事業	25,306	33.0
鉄構・機械事業	7,640	3.0
その他事業	7,513	9.8
合計	174,102	46.7

(注) 上記の金額は、「収益認識に関する会計基準」等によらず、工事の完成・引渡時点をもって算定された金額を記載しております。

(3)財政状態

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)	増減
総資産	174,791	209,037	34,246
負債	94,892	103,895	9,003
(内有利子負債)	(12,760)	(17,726)	(4,966)
純資産	79,899	105,142	25,243
自己資本比率	45.4%	50.0%	4.6ポイント
有利子負債比率	16.1%	17.0%	0.9ポイント

当連結会計年度末の総資産は、業績の大幅な改善に加え、新造船の受注増による現預金の増加により、前連結会計年度末に比べて34,246百万円増加し、209,037百万円となりました。

負債は、新規受注案件の増加に伴う契約負債の増加や新規借入等により前連結会計年度末に比べて9,003百万円増加し、103,895百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益を26,245百万円計上したこと等から、前連結会計年度末に比べて25,243百万円増加して105,142百万円となり、当連結会計年度末の自己資本比率は4.6ポイント増の50.0%となりました。

新造船事業においては進水時までに原価の85%の支払いが発生しているにも関わらず入金額が30～40%にすぎず、特に建造期間の長い大型船では造船所側の資金負担が重く、修繕船事業においても工事の大型化・長期化に関わらず工事代金の支払いが殆ど完工後で資金負担が重い状況にあります。

当社は「大型設備投資は不況時に」を原則に伊万里事業所の完成度を高めてまいりましたが、不況時における設備投資の過半を転換社債や増資で得た自己資金で賄ってきたことから、当連結会計年度末の有利子負債比率は17.0%と至って低水準で健全な状態にあります。

しかしながら、新造船事業や修繕船事業における運転資金負担の特異性、特に環境対応船の建造期間の長期化や研究開発の増加、函館どつく株式会社と佐世保重工業株式会社の老朽設備の更新と増強、当社伊万里事業所をはじめとする各工場のスマートファクトリー化などによる事業基盤強化など、さらなる成長のための長期資金の需要増に対応するために、直接金融に加えて有利子負債比率80%を限度に長期借入金金の増額と当座貸越の増枠などの資金調達の方策を検討してまいります。

(4)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」と言う)は、前連結会計年度末に比べ34,754百万円増加し、90,140百万円となりましたが、グループ内の資金需要が強く、さらなる上増しが必要であります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、業績の改善に加え、新造船の受注増により契約負債が増加したこと等により、37,727百万円の資金の増加になりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得等により5,258百万円の資金の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、新規借入等により2,287百万円の資金の増加となりました。

(5) 資本の財源および資金の流動性についての分析

財務政策

当社グループの事業活動にかかる運転資金については、主として営業キャッシュ・フローで獲得した資金を財源とし、必要に応じて不足分について銀行借入による調達を実施しております。設備投資資金等の長期的資金については、設備投資計画や事業投資計画に基づき、金利動向や既存借入金の償還時期等を総合的に勘案した上で長期借入金（や社債）等により調達することを基本方針としております。また、国内金融機関とコミットメントライン契約を締結するなど、不測の事態にも対応できる体制を整えています。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して34,754百万円増加し、90,140百万円となりました。引き続き長期的視野に立ったグループ経営を推進し、財務基盤の強化に努めてまいります。

資金需要の主な内容

当社グループの資金需要は、営業活動については、鋼材や資機材などの原材料費および外注加工費、人件費のほか、技術力強化や新船型開発、品質向上のための研究開発費が主な内容となっております。投資活動については、2022年度末に伊万里事業所先進化プロジェクトを発足させ、IoTやAI技術の活用による生産活動の合理化と省力化設備の導入による工場先進（スマートファクトリー）化の早期実現に向けて取り組んでおり、各製造拠点における生産性向上とコスト競争力強化を目的とした設備の近代化に加え、省エネ機器への代替や既存設備の予防保全、老朽化設備のリプレイス等の費用があります。

(6) 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を用いておりますが、これらの見積りおよび仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、主に中核事業である新造船事業において環境に配慮した省燃費船型の研究や既存製品の品質向上、船型開発を中心とした開発等を外部研究機関とも連携し取り組み、研究開発費の総額は556百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度につきましては、熾烈化する競争に備え生産効率のさらなる改善や競争力強化のための合理化・省力化および作業環境改善等を目的として、6,323百万円の設備投資を実施いたしました。

セグメントの設備投資を示すと次のとおりであります。

新造船事業

当連結会計年度の設備投資額は、3,409百万円で、その主なものは近代化・省力化投資等であります。

修繕船事業

当連結会計年度の設備投資額は、1,233百万円で、その主なものは連結子会社における近代化・省力化投資等であります。

鉄構・機械事業

当連結会計年度の設備投資額は、239百万円で、その主なものは近代化・省力化投資等であります。

その他事業

当連結会計年度の設備投資額は、811百万円で、その主なものは近代化・省力化投資等であります。

全社共通

当連結会計年度の設備投資額は、631百万円で、その主なものは情報ネットワーク設備等であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物、 ドック船台	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業 鉄構・機械事業 その他事業 全社共通	各種船舶の製造設備 鉄鋼構造物の製造設備 船舶の修繕設備 事業所の什器備品及び 福利厚生施設	6,081	2,544	4,622 (697,546) [*349,864]	170	387	13,804	1,030
本社 (大阪市西区)	鉄構・機械事業 全社共通	本社(事務所)の什器備 品及び福利厚生施設	2	-	-	-	0	2	15
東京事務所 他 (東京都港区他)	新造船事業 鉄構・機械事業 全社共通	事務所の什器備品及び 福利厚生施設	6	-	-	-	0	6	48

- (注) 1 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。
2 土地欄の[]内の数字は借用中のもので外数であります。
3 * 借用土地のうちには港湾水域146,405㎡の占有面積を含んでおります。
4 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業	土地	16	17

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物及び 構築物、 ドック船台	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
函館どつく(株)	本社函館造船所 (北海道函館市) 他室蘭製作所、 東京事務所	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械 事業 その他事業	各種船舶の製造 設備 鉄鋼構造物の製 造設備 船舶の修繕設備 事業所の什器備 品及び福利厚生 施設	3,559	1,338	2,961 (513,231)	402	172	8,432	479
佐世保重工業(株)	本社佐世保造船所 (長崎県佐世保市) 他東京営業所、 大阪営業所	修繕船事業 鉄構・機械 事業 その他事業	船舶の修繕設備 機械の製造設備 事務所の什器備 品及び福利厚生 施設	2,043	778	1,998 (1,150,239)	12	905	5,736	452

(注) 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		合計
モーニングダ イダラスナビ ゲーション社	本社 (パナマ共和国 パナマ市)	その他事業	貸渡用船舶	-	-	-	2,308	2,308	-

(注) 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,000,000
計	190,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	69,385,551	69,385,551	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	69,385,551	69,385,551	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(ア) 2008年12月19日の取締役会決議に基づいて発行した第1回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 8 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	390 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2009年1月22日～ 2039年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 226.21 資本組入額 113.11	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2038年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合をおこなう場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合をおこなう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をおこなう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)または(オ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する

こ

とについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(イ) 2009年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第2回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	390 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2010年1月22日～ 2040年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 430.63 資本組入額 215.32	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2039年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ウ) 2010年12月17日の取締役会決議に基づいて発行した第3回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	290 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2011年1月22日～ 2041年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 321.54 資本組入額 160.77	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2040年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(工) 2011年12月16日の取締役会決議に基づいて発行した第4回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	290 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2012年1月24日～ 2042年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 218.36 資本組入額 109.18	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2041年1月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(オ) 2012年12月21日の取締役会決議に基づいて発行した第5回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	7 2 1
新株予約権の数(個)	400 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2013年1月24日～ 2043年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267.54 資本組入額 133.77	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2042年1月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(カ) 2014年2月20日の取締役会決議に基づいて発行した第6回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	7 2 3
新株予約権の数(個)	200 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2014年3月11日～ 2044年3月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 908.59 資本組入額 454.30	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2043年3月11日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(キ) 2014年12月19日の取締役会決議に基づいて発行した第7回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 3
新株予約権の数(個)	225 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2015年1月31日～ 2045年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,035.61 資本組入額 517.81	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2044年1月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ク) 2015年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第8回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	225 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2016年1月29日～ 2046年1月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 665.76 資本組入額 332.88	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2045年1月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ケ) 2016年12月16日の取締役会決議に基づいて発行した第9回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	225 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2017年1月31日～ 2047年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 689.69 資本組入額 344.85	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2046年1月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(コ) 2017年12月22日の取締役会決議に基づいて発行した第10回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	225 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2018年1月25日～ 2048年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 694.60 資本組入額 347.30	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2047年1月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(サ) 2018年12月21日の取締役会決議に基づいて発行した第11回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 3
新株予約権の数(個)	290 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2019年2月2日～ 2049年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 398.64 資本組入額 199.32	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2048年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(シ) 2019年12月20日の取締役会決議に基づいて発行した第12回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 2
新株予約権の数(個)	415 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020年2月4日～ 2050年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 197.55 資本組入額 98.78	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2049年2月4日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ス) 2020年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第13回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	5 2 1
新株予約権の数(個)	440 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2021年2月2日～ 2051年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 133.02 資本組入額 66.51	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2050年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合をおこなう場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合をおこなう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をおこなう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)または(キ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること

とについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(カ) 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る。）

(キ) 特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

(セ) 2021年12月17日の取締役会決議に基づいて発行した第14回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	
新株予約権の数(個)	480 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2022年2月2日～ 2052年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 192.83 資本組入額 96.42	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2051年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ソ) 2022年12月16日の取締役会決議に基づいて発行した第15回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	
新株予約権の数(個)	560 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2023年2月2日～ 2053年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 396.65 資本組入額 198.33	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2052年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(タ) 2023年12月14日の取締役会決議に基づいて発行した第16回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く)	4 2
新株予約権の数(個)	375 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2024年2月2日～ 2054年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,311.51 資本組入額 655.76	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2053年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(チ) 2024年12月20日の取締役会決議に基づいて発行した第17回新株予約権

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く)	5 2
新株予約権の数(個)	480 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2025年2月4日～ 2055年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,817.57 資本組入額 908.79	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2054年2月4日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合をおこなう場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合をおこなう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をおこなう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年6月24日 (注)1	153	69,253	33	8,168	32	33,897
2023年4月3日 (注)1	21	69,273	4	8,172	4	33,901
2023年6月27日 (注)2	-	69,273	-	8,172	7,005	26,896
2023年6月28日 (注)1	72	69,345	17	8,189	18	26,914
2024年6月28日 (注)1	41	69,386	11	8,200	10	26,924

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

(注) 2. 2023年6月23日開催の第124回定時株主総会決議に基づき、資本準備金の一部を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えました。これにより、2023年6月27日付で資本準備金は7,005百万円減少し、26,896百万円となっております。なお、同日付で会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金6,654百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を実施しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	20	39	338	197	44	13,222	13,861	-
所有株式数 (単元)	1,923	134,637	34,404	211,593	157,169	234	151,670	691,630	222,551
所有株式数 の割合(%)	0.28	19.47	4.97	30.59	22.73	0.03	21.93	100.00	-

(注) 自己株式9,170株は「個人その他」に91単元および「単元未満株式の状況」に70株含めて記載しております。

(注) 証券保管振替機構名義の株式5,952株は「その他の法人」に59単元および「単元未満株式の状況」に52株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	6,855	9.88
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	5,028	7.25
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	2,233	3.22
BNYM AS AGT/CL TS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UF J銀行)	240 GREENWICH STREE T, NEW YORK, NEW YO RK, 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	2,190	3.16
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	2,067	2.98
エア・ウォーター株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2丁目12-8 号	1,658	2.39
大和工業株式会社	兵庫県姫路市大津区吉美380番地	1,626	2.34
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	1,529	2.20
三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	1,413	2.04
STATE STREET B ANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	P.O. BOX 351 BOSTO N MASSACHUSETTS 021 01 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	1,326	1.91
計	-	25,925	37.37

(注) 1 2025年4月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ゴールドマン・サックス証券株式会社およびその共同保有者である以下の法人が2025年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使の基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス 証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ 門ヒルズステーションタワー	139	0.20
ゴールドマン・サック ス・インターナショナル (Goldman Sach s Internat ional)	Plumtree Court, 2 5 Shoe Lane, Londo n EC4A 4AU, Unite d Kingdom	768	1.11
ゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメ ント株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ 門ヒルズステーションタワー	139	0.20
ゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメ ント・エル・ピー(Go ldman Sach s Asset Man agement, L. P.)	200 West Street, Ne w York, New York 1 0282, U.S.A.	2,706	3.90
ゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメ ント・インターナシヨ ナル(Goldman S achs Asset Management Internat ional)	Plumtree Court, 2 5 Shoe Lane, Londo n EC4A 4AU, Unite d Kingdom	351	0.51

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・オーストラリア・ピーティーフイ・リミテッド(Goldman Sachs Asset Management Australia Pty Ltd)	Level 22, 101 Collins Street, Melbourne Vic 3000	75	0.11

(注) 2 2025年2月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村証券株式会社およびその共同保有者である以下の法人が2025年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使の基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	1,119	1.61
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	232	0.33
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	1,688	2.43

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,153,900	691,539	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 222,551	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	69,385,551	-	-
総株主の議決権	-	691,539	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式5,900株が含まれております。「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社保有の自己株式70株が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株名村造船所	大阪府大阪市西区立売堀二丁目 1番9号	9,100	-	9,100	0.01
計	-	9,100	-	9,100	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	517	1,010
当期間における取得自己株式	68	135

(注) 当期間における取得自己株式には2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集をおこなった取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転をおこなった取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	170	102	-	-
保有自己株式数	9,170	-	9,238	-

(注) 当期間における保有自己株式には2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

3 【配当政策】

収益実績と予想、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保等にも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

剰余金の配当につきましては、安定的な継続配当を主眼としつつ、業績や配当性向、今後の事業戦略、財務体質などを総合的に勘案して決定しております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり普通配当50円(うち中間配当20円)を実施しました。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をおこなうことができる旨を定款に定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年11月12日 取締役会決議	1,388	20
2025年6月24日 定時株主総会決議	2,081	30

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当企業集団のコーポレート・ガバナンスに関しては、法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当企業集団では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「名村造船所グループ行動憲章」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は取締役会・監査役（監査役会）設置会社であり、取締役会の監視機能強化の観点から社外取締役を3名選任しております。社外取締役が客観的に当社の意思決定および業務執行を監督することで企業価値を高めることができると考えております。また、監査役が取締役会のほか執行役員会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べるができる体制をとっているほか、常勤監査役が部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続きにつきましても審議段階から意見を述べるができることとして監査機能の強化を図り、また執行役員制度を採用することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現しております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い3名の社外取締役（いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員）を選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

提出日時点での取締役会は、代表取締役会長 名村建彦を議長とし、名村建介、間淵重文、坂田貴史、向周、の5名の社内取締役と古川芳孝、安酸庸祐、河端瑞貴の3名の社外取締役より構成されております。

執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。代表取締役社長を議長とし、監査役出席の下、執行役員全員で構成する執行役員会を原則として月1回執りおこない、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

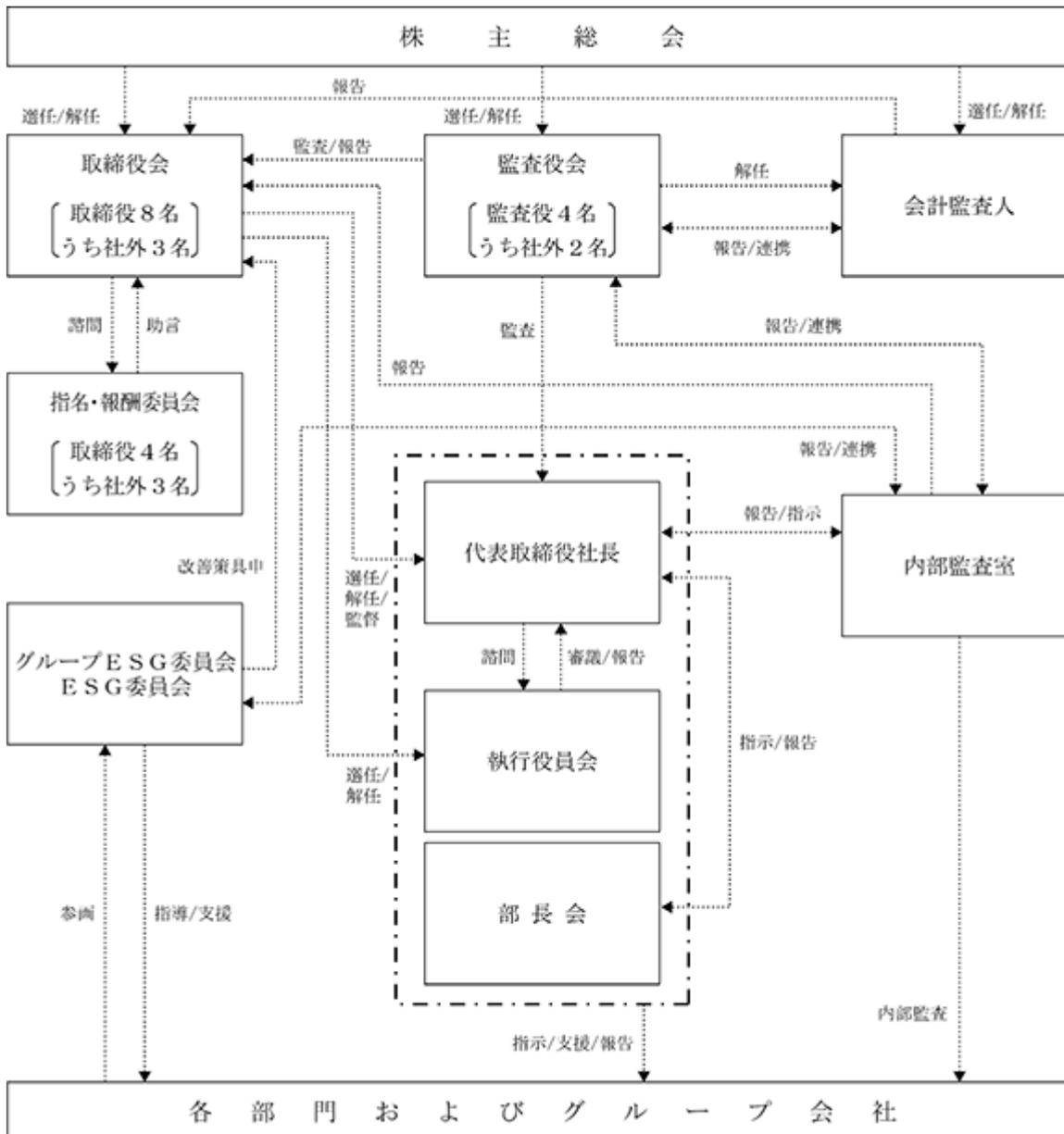
さらに、取締役会の付属機関として指名・報酬委員会を設置しています。当社の指名・報酬委員会は、取締役の選任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。

提出日時点の指名・報酬委員会は、代表取締役社長 名村建介を委員長とし、社外取締役 古川芳孝、安酸庸祐、河端瑞貴の4名で構成されております。

監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役2名により構成されております。監査役会は定期的に監査役会を開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換がおこなわれております。各監査役は、取締役会や執行役員会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、常勤監査役はその他の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換をおこない、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼすべての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

提出日時点での監査役会は、常勤監査役 江口利也を議長とし、常勤監査役 松本好生と社外監査役 大保政二および吉田雅昭により構成されております。なお、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他事項

当社の内部統制システムにつきましては、ESG委員会と内部監査室を中心に、評価およびその維持・改善をおこなっております。

内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果をESG委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、ESG委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。

また、ESG委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

当社のリスク管理体制は、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および各子会社の内部監査を実施し、3か月毎にESG委員会で報告・審議をおこなった後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

当事業年度につきましては、ESG委員会を5回、開催しております。2023年12月には従来のグループCSR委員会等を改組し、グループESG委員会および当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にESG委員会を設置しました。これら委員会では、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため「危機管理規程」を整備し、リスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3か月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6か月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告をおこなうこととし、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等に損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

取締役に関する事項

当社は取締役の定員を15名以内とする旨を定款で定め、取締役の選任決議について株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨、および累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

なお、上記に記載のとおり、当社には指名・報酬委員会が設置されており、株主総会に対する取締役選任等に関する会社提案の意思決定に際しては、指名・報酬委員会から助言を受けております。

株主総会決議に関する事項

当社は自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。また、株主への機動的な利益配分をおこなうため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をおこなうことができる旨定款に定めております。

また、株主総会の円滑な運営をおこなうため、株主総会の特別決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう旨を定款で定めております。

株式会社の支配に関する基本方針

a. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

b. 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要 (当社の企業価値の源泉について)

当社は、1911年(明治44年)の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確にとらえた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

(企業価値向上のための取り組み)

当社グループは2024年度以降の中期経営計画等を策定しており、その中で、新造船事業を中心とする既存中核事業の深化と、長期的な成長に向け新たな事業展開も含めた進化への戦略を示しています。特に新造船事業においては、今後の新造船市場の成長を見据え、環境対応船の需要増加に対応可能な技術開発や、効率的な生産拡大を可能とするスマートファクトリー化などを展開していきます。また、修繕船事業においても需要の増加に積極的に対応していくほか、鉄構・機械事業などについても基盤強化を図ることで、収益力のさらなる拡大・強化を図ってまいります。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上につながるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、さらなる企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、グループESG委員会および当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にESG委員会を設置し、内部監査室とともに、内部統制システムの評価およびその維持・改善をおこなっています。また、これらグループESG委員会等においては、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。これら活動により当事業年度においては「名村造船所グループ人権方針」を定めています。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執りおこない、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3か月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6か月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告をおこなうこととし、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換をおこなうなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

また、当社では、指名・報酬委員会を設置しております。当社の指名・報酬委員会は、取締役の選任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。この委員会の活動を通じて、企業統治に関する透明性の向上を図ります。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式等の大量取得がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、現行の対応方針の詳細については、2023年5月11日付「当社株式等の大量取得に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>）

d. 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

（基本方針の実現に資する特別な取り組みについて）

企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて）

・当該取り組みが基本方針に沿うものであること

当該取り組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア．経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充たしているとともに、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」で示された考え方を踏まえたものとなっていること

イ．株主意思を重視するものであること

ウ．独立委員会による判断の重視と情報開示

エ．合理的な客観的要件の設定

オ．第三者専門家の意見の取得

カ．デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を19回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
名村 建彦	19回	19回
名村 建介	19回	19回
間淵 重文	19回	19回
坂田 貴史	19回	19回
向 周	19回	19回
鈴木 輝雄(1)	5 回	5 回
古川 芳孝	19回	18回
安酸 庸祐(2)	14回	13回

- (1)取締役 鈴木輝雄は2024年 6 月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しているため、在任中の取締役会の出席状況について記載しております。
- (2)取締役 安酸庸祐は2024年 6 月25日開催の定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、就任後の取締役会の出席状況について記載しております。

取締役会においては、法定事項の決議、当社グループの経営方針と戦略の策定、重要な業務執行についての審議・決裁をおこなっております。

指名・報酬委員会の活動状況

指名・報酬委員会は、代表取締役社長および独立社外取締役により構成されております。当社取締役会の付属機関として取締役会の機能設計、経営陣の指名、育成、報酬などの重要事項の決定に関して事前に審議し適切な助言をおこなうことで、決定プロセスの透明性の向上に努めております。

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を 2 回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
名村 建介	2 回	2 回
鈴木 輝雄(1)(2)	1 回	1 回
古川 芳孝(1)	2 回	2 回
安酸 庸祐(1)(3)	1 回	1 回

- (1)鈴木輝雄および古川芳孝ならびに安酸庸祐は当社の独立社外取締役であります。
- (2)取締役 鈴木輝雄は2024年 6 月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しているため、在任中の指名・報酬委員会の出席状況について記載しております。
- (3)取締役 安酸庸祐は2024年 6 月25日開催の定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、就任後の指名・報酬委員会の出席状況について記載しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	名 村 建 彦	1941年 1 月 5 日生	1964年 4 月 丸紅飯田(株)(現 丸紅(株))入社 1986年 4 月 同社船舶第二部企画調整室長 1987年 1 月 当社入社特別顧問 1987年 6 月 取締役副社長 1988年 6 月 代表取締役社長 2001年 6 月 函館どつく(株)取締役 2008年 3 月 同社取締役会長(現) 2010年 4 月 代表取締役会長兼社長 2011年 4 月 代表取締役会長(現) 2014年10月 佐世保重工業(株)代表取締役会長 2023年 6 月 佐世保重工業(株)取締役会長(現)	(注) 7	330,444
代表取締役社長	名 村 建 介	1973年 6 月15日生	1997年 4 月 当社入社 2004年 4 月 経營業務本部経営管理部長 2005年 6 月 取締役兼執行役員経營業務本部経営管理部長 2006年 4 月 取締役兼執行役員経營業務本部副本部長 2006年10月 取締役兼執行役員経營業務本部長 2007年 4 月 取締役兼常務執行役員経營業務本部長 2008年 4 月 取締役兼専務執行役員経營業務本部長 2008年 6 月 函館どつく(株)監査役 2009年10月 取締役兼専務執行役員経營業務本部・生産業務本部統轄 2010年 4 月 代表取締役副社長社長補佐兼経營業務本部・生産業務本部統轄 2011年 4 月 代表取締役社長(現) 2014年10月 佐世保重工業(株)代表取締役社長(現) 2016年 6 月 函館どつく(株)取締役 2024年 6 月 函館どつく(株)代表取締役(現)	(注) 7	91,217
代表取締役専務社長補佐(全般)兼グループ新造船営業管掌兼鉄構事業部担当	間 淵 重 文	1959年 9 月21日生	1982年 4 月 丸紅(株)入社 2006年 4 月 同社船舶部長 2011年 4 月 同社台湾会社社長 2015年 4 月 当社入社執行役員待遇船舶海洋事業部営業本部副本部長 2016年 4 月 執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長 2018年 4 月 執行役員船舶海洋事業部営業本部長 2018年 6 月 取締役兼執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 2019年 4 月 取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長 2020年 4 月 取締役兼専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長 2022年 4 月 取締役兼専務執行役員グループ新造船事業統轄補佐(営業管掌) 2022年 6 月 代表取締役専務社長補佐(全般)兼グループ新造船営業管掌 2023年 4 月 佐世保重工業(株)取締役(現) 代表取締役専務社長補佐(全般)兼グループ新造船営業管掌兼鉄構事業部担当(現)	(注) 6	14,457

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役兼 専務執行役員 船舶海洋事業部長兼 生産業務本部担当	坂田 貴史	1970年6月10日生	1993年4月 2015年4月 2018年4月 2019年4月 2021年4月 2022年4月 2022年6月 2023年6月 2025年4月	当社入社 船舶海洋事業部設計本部艦装設計部長 船舶海洋事業部設計本部長 執行役員船舶海洋事業部設計本部長 執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼設計本部長 常務執行役員船舶海洋事業部長 取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部長 函館どつく(株)取締役(現) 取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部長兼生産業務本部担当 取締役兼専務執行役員船舶海洋事業部長兼生産業務本部担当(現)	(注)6	4,047
取締役兼 常務執行役員 経営業務本部長 兼東京事務所長	向 周	1969年12月11日生	1994年4月 2013年4月 2017年4月 2020年4月 2020年6月 2020年7月 2021年6月 2021年7月 2022年4月	当社入社 経営業務本部経営管理部長 経営業務本部企画部長 経営業務本部長代行 兼企画部長兼東京事務所長 佐世保重工業(株)監査役(現) 函館どつく(株)監査役(現) 執行役員経営業務本部長 兼企画部長兼東京事務所長 取締役兼執行役員経営業務本部長 兼企画部長兼東京事務所長 取締役兼執行役員経営業務本部長 兼東京事務所長 取締役兼常務執行役員経営業務本部長 兼東京事務所長(現)	(注)7	16,898
取締役	古川 芳孝	1965年11月12日生	1995年3月 2008年2月 2016年6月 2017年5月 2021年5月	九州大学工学部助教 九州大学大学院工学研究院教授(現) 当社取締役(現) 公益社団法人日本船舶海洋工学会理事 公益社団法人日本船舶海洋工学会西部支部副支部長(現)	(注)6	-
取締役	安酸 庸祐	1957年12月26日生	1993年4月 2004年4月 2016年9月 2020年10月 2024年6月 2024年9月 2024年10月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 和田隆二郎法律事務所入所 ときわパートナーズ法律事務所設立(現) (株)テクノメディカ取締役(監査等委員) 日章興産(株)社外取締役 当社取締役(現) 日章興産(株)社外監査役(現) (株)LI MNO社外取締役(現)	(注)6	-
取締役	河端 瑞貴	1972年10月3日生	2005年7月 2007年4月 2012年4月 2014年4月 2023年6月 2025年6月	東京大学空間情報科学研究センター助教 東京大学空間情報科学研究センター准教授 慶應義塾大学経済学部准教授 慶應義塾大学経済学部教授(現) 公益財団法人日本住宅総合センター評議員(現) 当社取締役(現)	(注)7	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	江口 利也	1959年11月27日生	1985年4月 当社入社 2009年10月 船舶海洋事業部生産管理部長 2016年4月 船舶海洋事業部長補佐(特命事項担当) 2018年4月 内部監査室長 2022年6月 常勤監査役(現)	(注)9	8,041
常勤監査役	松本 好生	1963年8月31日生	1991年2月 当社入社 2007年10月 船舶海洋事業部営業本部業務部長 2016年4月 船舶海洋事業部生産管理部長 2019年4月 執行役員生産業務本部副本部長 2019年10月 執行役員生産業務部長 2021年6月 生産業務本部管掌役員付 2022年4月 内部監査室副室長 2022年6月 内部監査室長 2024年6月 常勤監査役(現)	(注)8	5,124
監査役	大保 政二	1965年7月5日生	1991年9月 中央新光監査法人入所 1999年3月 公認会計士登録 1999年4月 ㈱三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱)入社 2002年4月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所 2006年1月 大保公認会計士事務所設立 2011年6月 恵和㈱社外監査役 2016年10月 仰星監査法人社員 2020年6月 当社監査役(現) 2022年6月 ㈱ユーハイム社外取締役(現) 2023年7月 仰星コンサルティング㈱取締役 2024年6月 ㈱キーエンス社外監査役(現) 2025年3月 恵和㈱社外監査役(現)	(注)8	-
監査役	吉田 雅昭	1954年5月26日生	1978年4月 ㈱三和銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)入行 2007年6月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)執行役員九州エリア担当 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員九州エリア担当 2010年5月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)執行役員本部賛事役 2010年6月 三菱UFJファクター㈱取締役会長 2012年6月 ㈱大正銀行(現 ㈱徳島大正銀行)代表取締役社長 2016年4月 同社代表取締役頭取 2016年6月 トモニホールディングス㈱代表取締役副社長 2018年6月 同社取締役副社長 2020年1月 ㈱徳島大正銀行代表取締役副会長 2020年6月 同社取締役副会長 2022年6月 当社監査役(現) ㈱徳島大正銀行相談役	(注)8	-
計					470,228

- (注) 1 代表取締役社長 名村建介は、代表取締役会長 名村建彦の長男であります。
- 2 取締役 古川芳孝、取締役 安酸庸祐および取締役 河端瑞貴は社外取締役であります。
- 3 取締役 河端瑞貴の戸籍上の氏名は加藤瑞貴であります。
- 4 監査役 大保政二および監査役 吉田雅昭は社外監査役であります。
- 5 2005年6月から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務の執行役員ほか6名で構成されております。
- 6 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 8 監査役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 9 監査役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、古川芳孝氏につきましては、九州大学大学院教授および公益社団法人日本船舶海洋工学会西部支部副支部長を兼任しております。当社は、九州大学に対し、研究支援目的の寄付をおこなっておりますが、金額が僅少であり、当社の定める独立性判断基準に抵触しておらず、当社と特別な利害関係を有するものではありません。同氏は九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等をおこなっており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有用な意見・助言をいただくと判断しております。安酸庸祐氏につきましては、日章興産株式会社の社外監査役および株式会社L I M N Oの社外取締役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係およびその他利害関係を有するものではありません。同氏は弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断しております。河端瑞貴氏につきましては、慶應義塾大学教授および公益財団法人日本住宅総合センター評議員を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係およびその他利害関係を有するものではありません。同氏は、慶應義塾大学の教授として培われた幅広い識見を有しており、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有用な意見・助言をいただくと判断しております。

当社の社外監査役は2名であり、大保政二氏につきましては、株式会社ユーハイムの社外取締役および株式会社キーエンスの社外監査役ならびに恵和株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係およびその他利害関係を有するものではありません。同氏は公認会計士としての専門的な見地から社外監査役・独立役員としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。吉田雅昭氏につきましては、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しているため社外監査役として経営の監視機能を十分果たし得ると判断しております。

当社では、社外取締役および社外監査役の選任にあたり、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- (ア) 当社および当社の子会社(注1)(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者(注3)
- (イ) 当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者
- (ウ) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- (エ) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- (オ) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注5)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (カ) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (キ) 当社グループから多額の寄付(注6)を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (ク) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
- (ケ) 過去3年間に於いて、上記(ア)から(ク)までに該当していた者
- (コ) 上記(ア)から(ケ)に該当する者(重要な地位にある者(注7)に限る)の配偶者または二親等以内の親族
- (サ) 上記(ア)から(コ)に定める者のほか、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断することができない者

- (注1) 当社の子会社とは、連結子会社をいう。
- (注2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間売上高の2%を超える者をいう。
- (注3) 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人等の業務を執行する者をいう。
- (注4) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間売上高の2%を超える者、直近事業年度における借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
- (注5) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）
- (注6) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。
- (注7) 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に出席し、客観的に当社の意思決定および業務執行を監督するとともに、監査役および会計監査人・内部統制部門を担当する取締役等と適宜意見交換をおこなっております。

社外監査役は、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意見の交換をおこなうなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は業務監査および会計監査につきましては、社内に精通し経営に対する理解が深く、財務会計に関する相当程度の知見を有する常勤監査役が、執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続につきましても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。

また2名の非常勤の社外監査役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会・執行役員会に出席し、大保政二氏は公認会計士としての財務および会計に関する知見に基づき、吉田雅昭氏は長年に亘る金融機関における実務経験および役員経験により培われたリスク管理、財務会計に関する知見および取引管理の知見に基づき、それぞれ取締役の職務執行につき必要に応じて質疑応答をおこなうことにより、経営監視の実効性を高めております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
江口 利也	13回	13回
松本 好生(1)	10回	10回
池邊 吉博(2)	3回	3回
大保 政二	13回	13回
吉田 雅昭	13回	13回

- (1) 常勤監査役 松本好生は2024年6月25日開催の定時株主総会において新たに監査役に選任されたため、就任後の監査役会への出席状況について記載しております。
- (2) 常勤監査役 池邊吉博は2024年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任しているため、在任中の監査役会への出席状況について記載しております。

監査役会においては、監査計画の策定、会計監査人の監査の相当性の確認と期末における監査報告書の作成、常勤監査役からの会社の状況や企業集団における内部統制システムの整備・運用状況に関する報告および監査役相互の意見交換などがおこなわれています。

内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室（４名）が中心となり、内部統制の監査とともに業務の執行が各種法令に基づき適法に処理されているかを監査し、指導・是正・勧告などをおこなっております。取締役であるESG委員長、常勤監査役とも協議し、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等外部機関を交えて検討を重ねた上で、適正に判断する体制をとっております。

また、内部監査室は、法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果をESG委員会のほか執行役員会および取締役会に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、ESG委員会において改善策を審議のうえ、取締役会に諮ることとしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

54年間

c. 業務を執行した公認会計士

岡本健一郎氏

須藤 英哉氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人につきましては、品質管理体制、独立性、専門性および当社事業への理解度等を総合的に勘案のうえ、選定しております。

なお、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、会計監査人に対して年2回（中間・期末）評価をおこなっております。主な評価項目は、品質管理体制、独立性、監査役とのコミュニケーション等であります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	67	1	56	1
連結子会社	35	-	40	-
計	102	1	96	1

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、英文財務諸表作成における指導・助言であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、英文財務諸表作成における指導・助言であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトーマツグループ)に対する報酬(aを除く)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	-	2	-	3
連結子会社	-	-	-	-
計	-	2	-	3

当社における非監査業務の内容は、税務関連業務支援等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

特記すべき事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

特記事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査実績の差異分析、評価をおこない、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこなっています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主目線に立った企業価値の最大化を促進する観点から付与するものとしております。付与個数は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に付与いたします。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）ならびに中長期インセンティブ報酬である譲渡制限付株式報酬の割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものとしております。

なお、各取締役の報酬決定に際しては、指名・報酬委員会の助言を受けております。

b. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（賞与を含む）については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。）

社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬に関する報酬限度額については、2025年6月24日開催の第126回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人分として付与される譲渡制限付株式報酬は含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は5名です。）

監査役の報酬限度額については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円（賞与を含む）の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいておりますが、2025年6月24日開催の第126回定時株主総会において年額60百万円の範囲を月額固定報酬のみとする旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名です。）

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬および業績連動報酬（賞与）の個人別の金額については、取締役の職位を踏まえた評価を反映するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長 名村建介がその具体的内容の決定についての委任を受けております。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会から適切な助言を得るものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、取締役会決議により各取締役の割当個数を決定しております。

d. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬（賞与）は、当グループの業績と直接連動させるため、前年度の営業利益の金額を指標とするほか、当年度の営業利益予想金額、剰余金の配当、事業環境と以降の見通し等を総合的に勘案したうえで支給の是非を決定します。業績連動報酬（賞与）の額は、各取締役の役位・職責に基づいて決定しております。

e. 非金銭報酬等の内容

当事業年度においては第17回新株予約権を交付しており、その主な内容は次の通りです。

	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の権利行使期間
第17回新株予約権	普通株式 48,000株	2025年2月4日から 2055年2月3日まで

(注) 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	288	145	59	84	5
監査役 (社外監査役を除く。)	27	23	-	4	3
社外役員	22	22	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				固定報酬	業績連動 報酬	株式報酬型 ストック オプション
名村 建彦	138	取締役	提出会社	66	27	33
		取締役	連結子会社	12		

(注)連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
50	2	使用人分の基本給与、賞与および退職給付費用

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」と区分し、それ以外の株式を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、当該株式を保有することで当社グループにとって取引先との中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となることにより当社グループの企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの利益に繋がると考えられるものであることを方針としており、取引先および業務提携先ならびに共同研究開発のパートナーなどの重要なステークホルダーの株式を取得・保有する場合があります。なお、保有の意義・合理性が乏しくなったと判断される株式については、適宜「保有目的が純投資目的である投資株式」の区分に移動させます。

また、上場株式については保有目的が適切か、投資先企業との円滑かつ良好な関係維持、取引拡大など事業戦略に係る定性的な観点のほか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、継続保有に資するかを毎年検討のうえ、定期的に取り締役に報告するものとしております。

b．銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	237
非上場株式以外の株式	21	24,609

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	136

c．特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
川崎汽船(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	船舶の建造等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。なお、同社は株式分割をおこなったため、保有株式数が増加しております。	無
	3,420,000	1,140,000		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	株式数(株)	株式数(株)	同社グループの(株)三菱UFJ銀行との間で借入等の銀行取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無(注)3
	6,920	6,919		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
	2,345,340	2,345,340		
	4,716	3,652		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ジャパンエンジンコーポレーション	840,000	280,000	新造船事業において環境規制への対応や燃費性能の向上が求められる中で、船用低速エンジンを得意分野とする同社との関係を強化し、高付加価値の商品開発を促進させることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。なお、同社は株式分割をおこなったため、保有株式数が増加しております。	有
	2,864	3,310		
(株)商船三井	445,521	445,521	船舶の建造等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	2,311	2,054		
日本郵船(株)	428,667	428,667	船舶の建造等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	2,109	1,746		
三菱重工業(株)	700,000	70,000	同社グループの三菱重工マリンマシナリ(株)との間で船用機器の調達等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。なお、同社は株式分割をおこなったため、保有株式数が増加しております。	有
	1,768	1,014		
三菱商事(株)	509,607	509,607	新造船商談の仲介等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	1,338	1,777		
日本製鉄(株)	407,700	407,700	鋼材の調達等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	1,303	1,495		
エア・ウォーター(株)	113,400	113,400	産業ガスの購入等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	214	272		
出光興産(株)	190,000	190,000	同社グループの出光タンカー(株)と船舶の建造等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	200	198		
NSユナイテッド海運(株)	45,450	45,450	船舶の建造等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	182	210		
(株)三井E&S	92,900	92,900	船用エンジンの調達等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	153	178		
(株)中北製作所	38,400	38,400	船用機器の調達等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	124	168		
(株)日阪製作所	103,600	103,600	船用機器の調達等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	103	106		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
木村化工機(株)	110,000	110,000	今後の取引検討をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	80	78		
小池酸素工業(株)	11,200	11,200	船用機器の調達等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	71	74		
小野建(株)	39,600	39,600	鋼材の調達等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	60	74		
T I S(株)	14,400	14,400	当社グループの名村情報システム(株)において取引をおこなっており、当社グループとして同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	60	47		
(株)佐賀銀行	9,394	9,394	借入等の銀行取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	22	20		
双日(株)	3,039	3,039	同社グループの双日マシナリー(株)を通じて船用機器の取引や新造船商談の仲介をいただいております。同社グループとの良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無 (注) 3
	10	12		
(株)くろがね工作所	200	200	事務用什器の購入等の取引をおこなっており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	0	0		
(株)奥村組	-	27,600	-	無
	-	140		
(株)大林組	-	6,782	-	無
	-	13		

- (注) 1 定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難であります。
2 保有の合理性は個別銘柄毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、取締役会に報告しております。
3 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループおよび双日(株)は当社株式を保有しておりませんが、それぞれの子会社は当社株式を保有しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組をおこなっております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,386	90,140
受取手形、売掛金及び契約資産	1, 3, 8 45,827	1, 3 40,099
商品及び製品	95	70
仕掛品	5 3,169	5 3,156
原材料及び貯蔵品	1,642	1,966
前渡金	1,171	3,124
その他	2,981	2,843
貸倒引当金	78	88
流動資産合計	110,193	141,310
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,970	10,170
ドック船台	1,911	1,901
機械装置及び運搬具	3,811	4,570
船舶	3,069	3,307
工具、器具及び備品	715	808
土地	10,579	11,352
リース資産	620	599
建設仮勘定	255	810
有形固定資産合計	3, 4 30,930	3, 4 33,517
無形固定資産		
ソフトウェア	337	454
電話加入権	19	19
その他	1	0
無形固定資産合計	357	473
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 3 31,531	2, 3 32,552
長期貸付金	25	27
繰延税金資産	1,067	475
その他	712	705
貸倒引当金	24	22
投資その他の資産合計	33,311	33,737
固定資産合計	64,598	67,727
資産合計	174,791	209,037

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8 17,464	16,475
電子記録債務	8 7,533	4,502
短期借入金	3 3,505	3 4,873
リース債務	214	232
未払法人税等	2,681	2,460
契約負債	3 33,402	40,807
保証工事引当金	698	634
工事損失引当金	152	243
役員賞与引当金	74	79
設備関係支払手形	8 24	21
設備関係電子記録債務	258	247
その他	5,966	7,837
流動負債合計	71,971	78,410
固定負債		
長期借入金	3 9,255	3 12,853
リース債務	318	282
繰延税金負債	6,043	5,548
役員退職慰労引当金	26	28
特別修繕引当金	201	257
環境対策引当金	17	17
退職給付に係る負債	5,656	5,112
資産除去債務	867	851
その他	538	537
固定負債合計	22,921	25,485
負債合計	94,892	103,895
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,189	8,200
資本剰余金	26,956	27,083
利益剰余金	25,282	49,099
自己株式	5	6
株主資本合計	60,422	84,376
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,899	18,323
繰延ヘッジ損益	57	15
為替換算調整勘定	952	1,042
退職給付に係る調整累計額	88	706
その他の包括利益累計額合計	18,996	20,056
新株予約権	266	332
非支配株主持分	215	378
純資産合計	79,899	105,142
負債純資産合計	174,791	209,037

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	135,006	159,227
売上原価	3 112,083	3 122,919
売上総利益	22,923	36,308
販売費及び一般管理費		
役員報酬	439	481
給料及び手当	2,315	2,541
退職給付費用	179	149
福利厚生費	593	628
賃借料	292	318
租税公課	606	632
旅費及び交通費	182	221
通信費	71	82
研究開発費	1 643	1 556
設計開発費	107	79
その他	1,003	1,155
販売費及び一般管理費合計	6,430	6,842
営業利益	16,493	29,466
営業外収益		
受取利息	18	58
受取配当金	1,321	1,161
雇用調整助成金	2	-
為替差益	2,485	-
持分法による投資利益	24	39
受取保険金	69	-
その他	121	157
営業外収益合計	4,040	1,415
営業外費用		
支払利息	248	196
支払手数料	32	29
固定資産除売却損	114	70
為替差損	-	792
台風による損失	46	69
その他	86	221
営業外費用合計	526	1,377
経常利益	20,007	29,504
特別利益		
投資有価証券売却益	-	87
関係会社清算益	21	-
関係会社株式売却益	30	-
特別利益合計	51	87
特別損失		
減損損失	2 2	2 1
特別損失合計	2	1

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
税金等調整前当期純利益	20,056	29,590
法人税、住民税及び事業税	2,787	3,556
法人税等調整額	2,887	498
法人税等合計	100	3,058
当期純利益	20,156	26,532
非支配株主に帰属する当期純利益	202	287
親会社株主に帰属する当期純利益	19,954	26,245

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
当期純利益	20,156	26,532
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	9,843	414
繰延ヘッジ損益	28	72
為替換算調整勘定	183	103
退職給付に係る調整額	367	624
持分法適用会社に対する持分相当額	0	14
その他の包括利益合計	10,421	1,055
包括利益	30,577	27,587
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	30,362	27,304
非支配株主に係る包括利益	215	283

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,168	33,934	979	5	41,118
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	21	22			43
欠損填補		6,654	6,654		-
剰余金の配当		346	347		693
親会社株主に帰属する当期純利益			19,954		19,954
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	21	6,978	26,261	0	19,304
当期末残高	8,189	26,956	25,282	5	60,422

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	8,070	29	770	281	8,588	258	-	49,964
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）						43		0
欠損填補								-
剰余金の配当								693
親会社株主に帰属する当期純利益								19,954
自己株式の取得								0
自己株式の処分								0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,829	28	182	369	10,408	51	215	10,674
当期変動額合計	9,829	28	182	369	10,408	8	215	29,935
当期末残高	17,899	57	952	88	18,996	266	215	79,899

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,189	26,956	25,282	5	60,422
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	10			21
欠損填補					-
剰余金の配当			2,428		2,428
親会社株主に帰属する当期純利益			26,245		26,245
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		117			117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	11	127	23,817	1	23,954
当期末残高	8,200	27,083	49,099	6	84,376

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	17,899	57	952	88	18,996	266	215	79,899
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）						21		0
欠損填補								-
剰余金の配当								2,428
親会社株主に帰属する当期純利益								26,245
自己株式の取得								1
自己株式の処分								0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減								117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	424	72	90	618	1,060	87	163	1,310
当期変動額合計	424	72	90	618	1,060	66	163	25,243
当期末残高	18,323	15	1,042	706	20,056	332	378	105,142

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	20,056	29,590
減価償却費	3,588	3,447
減損損失	2	1
貸倒引当金の増減額(は減少)	15	8
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	193	79
環境対策引当金の増減額(は減少)	58	10
工事損失引当金の増減額(は減少)	746	91
その他の引当金の増減額(は減少)	369	3
受取利息及び受取配当金	1,339	1,219
支払利息	248	196
為替差損益(は益)	266	2
雇用調整助成金	2	-
持分法による投資損益(は益)	24	39
固定資産除売却損益(は益)	114	70
投資有価証券売却損益(は益)	-	87
関係会社清算益	21	-
関係会社株式売却損益(は益)	30	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	12,637	5,728
棚卸資産の増減額(は増加)	46	238
前渡金の増減額(は増加)	2,701	2,021
仕入債務の増減額(は減少)	5,088	4,020
契約負債の増減額(は減少)	8,206	7,472
その他	1,534	1,487
小計	26,945	40,536
利息及び配当金の受取額	1,339	1,219
利息の支払額	239	205
雇用調整助成金の受取額	2	-
法人税等の支払額	852	3,869
法人税等の還付額	210	46
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,405	37,727
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,800	5,302
有形固定資産の売却による収入	90	145
無形固定資産の取得による支出	133	239
投資有価証券の取得による支出	20	3
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	136
貸付けによる支出	13	13
貸付金の回収による収入	11	12
その他	54	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,919	5,258

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	9,575	4,368
短期借入金の返済による支出	9,575	4,268
長期借入れによる収入	3,767	7,070
長期借入金の返済による支出	2,297	2,203
配当金の支払額	693	2,428
リース債務の返済による支出	206	240
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	11
その他	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	571	2,287
現金及び現金同等物に係る換算差額	127	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	25,930	34,754
現金及び現金同等物の期首残高	29,456	55,386
現金及び現金同等物の期末残高	55,386	90,140

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 13社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子会社数 1社

有限会社函館厚生商事

非連結子会社は小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

函館ポートサービス株式会社

なお、1社を清算終了により持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社数

(ア) 非連結子会社数 1社

有限会社函館厚生商事

(イ) 関連会社数 2社

伊万里湾ポートサービス株式会社

函館めっき株式会社

これらの持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社6社については同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(ア) 有価証券

(a) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(b) その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(イ) デリバティブ取引により生ずる債権および債務

時価法

(ウ)棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(a) 商品及び製品、仕掛品

主として個別法

(b) 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、当社および国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

(イ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ウ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ)保証工事引当金

新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

(ウ)工事損失引当金

当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(エ)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(オ)役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(カ)特別修繕引当金

船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。

(キ)環境対策引当金

P C B (ポリ塩化ビフェニル)等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ)数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。

(ウ)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物および船用機械の製造販売ならびに船舶の修繕を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

(ア)繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象

[ヘッジ手段]

デリバティブ取引

(為替予約取引、金利スワップ取引)

[ヘッジ対象]

相場変動等によるリスクを保有しているもの

(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(ウ)ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(エ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(オ)その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行および管理は経営管理部がおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1)一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度	当連結会計年度
新造船事業 外部顧客への売上高のうち 一定の期間にわたり移転される財またはサービス	102,834	122,877

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

新造船事業においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。進捗度はインプット法により測定しており、期末日までに発生した実績原価が見積工事原価総額に占める割合に基づいて契約ごとに見積っております。新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要することから、見積工事原価総額を構成する各原価要素について不確実性があり、工事進捗度がその影響を受ける可能性があります。

見積工事原価総額は材料費、労務費および経費で構成されますが、材料費は原材料価格等の変動の影響を受け、労務費および経費は将来の原価低減施策の効果の実現度合や工程の進捗状況の良否に依存することから、一定の仮定を置いて見積っております。

材料費は期末日における原材料価格等の水準を基礎としてその水準が一定期間継続するとの仮定を置いて見積っており、また労務費および経費については、直近の原価発生実績を基礎として今後の生産計画等に実現可能性の高い原価低減策の効果を加味して見積っております。

当該見積りおよび当該仮定について、原材料価格の高騰など将来の不確実な経済条件の変動や生産計画の変更、原価低減の未達等により見積工事原価総額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」に記載しているとおり、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、将来減算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会において承認された将来計画を基礎としており、為替レートや原材料価格などについて一定の仮定を置いて見積もっております。経営環境の変化等により、見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1) 契約資産および契約負債の残高等」に記載しております。

2 非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。

固定資産(投資その他の資産)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	675百万円	724百万円

3 担保資産および担保付債務

(ア)担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形、売掛金及び契約資産(注)	29,765百万円	25,386百万円
建物及び構築物	1,169百万円	1,052百万円
ドック船台	1,093百万円	1,001百万円
機械装置及び運搬具	116百万円	706百万円
船舶	3,050百万円	2,615百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	8,874百万円	8,807百万円
投資有価証券	1,283百万円	1,639百万円
計	45,350百万円	41,206百万円

上記のうち、工場財団根抵当権に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	706百万円	595百万円
ドック船台	1,093百万円	1,001百万円
機械装置及び運搬具	116百万円	31百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	7,108百万円	7,108百万円
計	9,023百万円	8,735百万円

(イ)担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債(注)	4,239百万円	-百万円
短期借入金	700百万円	800百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	11,459百万円	14,555百万円
計	16,398百万円	15,355百万円

(注)新造船の建造契約に係る前受金(契約負債)返還保証のために一部の建造中の船舶の契約資産を担保に供しておりますが、当連結会計年度末においては、当該保証契約に対する保証債務残高はありません。

4 有形固定資産から控除した減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	110,509百万円	112,189百万円

5 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
仕掛品	9百万円	16百万円
計	9百万円	16百万円

6 当座貸越極度額およびコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引金融機関と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。当座貸越契約およびコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額および コミットメントラインの総額	6,600百万円	12,150百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	6,600百万円	12,150百万円

7 財務制限条項

前連結会計年度(2024年3月31日)

上記6の当座貸越契約の一部について、各年度の決算期における連結子会社である函館どつく株式会社単体および当社連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金を一括返済することとなっております。また、上記6のコミットメントライン契約について、各年度の決算期における単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当連結会計年度末において上記の財務制限条項には抵触しておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

上記6の当座貸越契約の一部について、各年度の決算期における連結子会社である函館どつく株式会社単体および当社連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金を一括返済することとなっております。また、上記6のコミットメントライン契約について、各年度の決算期における単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当連結会計年度末において上記の財務制限条項には抵触しておりません。

8 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	13百万円	- 百万円
電子記録債権	1百万円	- 百万円
支払手形	261百万円	- 百万円
電子記録債務	694百万円	- 百万円
設備関係支払手形	1百万円	- 百万円

(連結損益計算書関係)

1 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
一般管理費	643百万円	556百万円
計	643百万円	556百万円

2 減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要な事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要な事項はありません。

3 売上原価に含まれている保証工事引当金繰入額および工事損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
保証工事引当金繰入額	310百万円	64百万円
工事損失引当金繰入額	746百万円	91百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額ならびに法人税等および税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	14,245百万円	1,119百万円
組替調整額	- 百万円	87百万円
法人税等及び税効果調整前	14,245百万円	1,032百万円
法人税等及び税効果額	4,402百万円	618百万円
その他有価証券評価差額金	9,843百万円	414百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	41百万円	103百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	41百万円	103百万円
法人税等及び税効果額	13百万円	31百万円
繰延ヘッジ損益	28百万円	72百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	183百万円	103百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	426百万円	808百万円
組替調整額	59百万円	184百万円
法人税等及び税効果調整前	367百万円	624百万円
法人税等及び税効果額	- 百万円	- 百万円
退職給付に係る調整額	367百万円	624百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0百万円	14百万円
その他の包括利益合計	10,421百万円	1,055百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	69,252,551	92,500	-	69,345,051

(変動事由の概要)

ストックオプションの権利行使による増加92,500株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,639	530	116	9,053

(変動事由の概要)

普通株式の増加530株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

普通株式の減少116株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第1回新株予約権(2009年1月21日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第2回新株予約権(2010年1月21日発行)	-	-	-	-	-	17
	ストックオプションとしての第3回新株予約権(2011年1月21日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第4回新株予約権(2012年1月23日発行)	-	-	-	-	-	6
	ストックオプションとしての第5回新株予約権(2013年1月23日発行)	-	-	-	-	-	11
	ストックオプションとしての第6回新株予約権(2014年3月10日発行)	-	-	-	-	-	18
	ストックオプションとしての第7回新株予約権(2015年1月30日発行)	-	-	-	-	-	24
	ストックオプションとしての第8回新株予約権(2016年1月28日発行)	-	-	-	-	-	19
	ストックオプションとしての第9回新株予約権(2017年1月30日発行)	-	-	-	-	-	20
	ストックオプションとしての第10回新株予約権(2018年1月24日発行)	-	-	-	-	-	20
	ストックオプションとしての第11回新株予約権(2019年2月1日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第12回新株予約権(2020年2月3日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第13回新株予約権(2021年2月1日発行)	-	-	-	-	-	6
	ストックオプションとしての第14回新株予約権(2022年2月1日発行)	-	-	-	-	-	10
	ストックオプションとしての第15回新株予約権(2023年2月1日発行)	-	-	-	-	-	23
	ストックオプションとしての第16回新株予約権(2024年2月1日発行)	-	-	-	-	-	51
	合計		-	-	-	-	266

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	346	5.00	2023年3月31日	2023年6月27日
2023年11月29日 取締役会	普通株式	347	5.00	2023年9月30日	2023年12月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,040	15.00	2024年3月31日	2024年6月26日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	69,345,051	40,500	-	69,385,551

(変動事由の概要)

ストックオプションの権利行使による増加40,500株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,053	528	170	9,411

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものが517株、連結子会社に対する持分割合の変動によるものが11株であります。

普通株式の減少170株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第1回新株予約権(2009年1月21日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第2回新株予約権(2010年1月21日発行)	-	-	-	-	-	17
	ストックオプションとしての第3回新株予約権(2011年1月21日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第4回新株予約権(2012年1月23日発行)	-	-	-	-	-	6
	ストックオプションとしての第5回新株予約権(2013年1月23日発行)	-	-	-	-	-	11
	ストックオプションとしての第6回新株予約権(2014年3月10日発行)	-	-	-	-	-	18
	ストックオプションとしての第7回新株予約権(2015年1月30日発行)	-	-	-	-	-	23
	ストックオプションとしての第8回新株予約権(2016年1月28日発行)	-	-	-	-	-	15
	ストックオプションとしての第9回新株予約権(2017年1月30日発行)	-	-	-	-	-	15
	ストックオプションとしての第10回新株予約権(2018年1月24日発行)	-	-	-	-	-	16
	ストックオプションとしての第11回新株予約権(2019年2月1日発行)	-	-	-	-	-	12
	ストックオプションとしての第12回新株予約権(2020年2月3日発行)	-	-	-	-	-	8
	ストックオプションとしての第13回新株予約権(2021年2月1日発行)	-	-	-	-	-	6
	ストックオプションとしての第14回新株予約権(2022年2月1日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第15回新株予約権(2023年2月1日発行)	-	-	-	-	-	22
	ストックオプションとしての第16回新株予約権(2024年2月1日発行)	-	-	-	-	-	49

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第17回新株予約権(2025年2月3日発行)	-	-	-	-	-	87
合計			-	-	-	-	332

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,040	15.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	1,388	20.00	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,081	30.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	55,386百万円	90,140百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-百万円	-百万円
現金及び現金同等物	55,386百万円	90,140百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

借手側

重要性がないため、リース資産の内容および減価償却の方法の記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	16百万円	8百万円
1年超	19百万円	11百万円
合計	35百万円	19百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業をおこなうため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はおこなわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業との業務または資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、設備関係支払手形および設備関係電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当企業集団は、営業債権および長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引をおこなっております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約をおこなっております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引をおこない、経営管理部において残高照合等をおこなっております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	30,509	30,509	-
(2) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)	33	34	1
資産計	30,542	30,543	1
(1) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	11,459	11,451	8
(2) リース債務	532	516	16
負債計	11,991	11,967	24
デリバティブ取引(*3)	81	81	-

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、および預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「設備関係支払手形」、「設備関係電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	1,022

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	31,494	31,494	-
(2) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)	34	35	1
資産計	31,528	31,529	1
(1) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	16,325	16,274	51
(2) リース債務	514	489	25
負債計	16,839	16,763	76
デリバティブ取引(*3)	22	22	-

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、および預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「設備関係支払手形」、「設備関係電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	1,058

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	55,386	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	45,827	-	-	-
長期貸付金	9	18	6	-
合計	101,222	18	6	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	90,140	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	40,099	-	-	-
長期貸付金	8	21	5	-
合計	130,247	21	5	-

(注2) 短期借入金、長期借入金およびリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,301	-	-	-	-	-
長期借入金	2,204	2,117	2,097	1,746	1,551	1,744
リース債務	214	186	73	35	23	1
合計	3,719	2,303	2,170	1,781	1,574	1,745

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,401	-	-	-	-	-
長期借入金	3,472	3,452	3,122	2,947	2,399	933
リース債務	232	101	73	62	46	-
合計	5,105	3,553	3,195	3,009	2,445	933

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	30,509	-	-	30,509
資産計	30,509	-	-	30,509
デリバティブ取引				
通貨関連	-	81	-	81
負債計	-	81	-	81

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	31,494	-	-	31,494
資産計	31,494	-	-	31,494
デリバティブ取引				
通貨関連	-	22	-	22
負債計	-	22	-	22

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	34	-	34
資産計	-	34	-	34
長期借入金	-	11,451	-	11,451
リース債務	-	516	-	516
負債計	-	11,967	-	11,967

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	35	-	35
資産計	-	35	-	35
長期借入金	-	16,274	-	16,274
リース債務	-	489	-	489
負債計	-	16,763	-	16,763

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類していません。

長期貸付金（1年以内回収予定を含む）

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）およびリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	30,509	4,988	25,521
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	30,509	4,988	25,521
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	30,509	4,988	25,521

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3 減損処理をおこなった有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	31,052	4,459	26,593
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	31,052	4,459	26,593
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	442	475	33
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	442	475	33
合計	31,494	4,934	26,560

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	136	87	-
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	136	87	-

3 減損処理をおこなった有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建	契約負債			
	米ドル		556	-	7
	買建	買掛金			
	米ドル		2,049	-	88
	ユーロ		-	-	-
	ポンド		7	-	0
合計			2,612	-	81

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	契約資産			
	米ドル		8,634	-	(注)
合計			8,634	-	-

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている契約資産と一体として処理されているため、その時価は、当該契約資産の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建	契約負債			
	米ドル		1,713	-	3
	買建	買掛金			
	米ドル		2,672	433	25
	ユーロ		-	-	-
	ポンド		-	-	-
合計			4,385	433	22

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	契約資産			
	米ドル		4,738	-	(注)
合計			4,738	-	-

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている契約資産と一体として処理されているため、その時価は、当該契約資産の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 退職給付制度の概要

確定給付型の退職金制度として、確定給付企業年金制度、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度および退職給付一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	9,713百万円	9,782百万円
勤務費用	723百万円	740百万円
利息費用	65百万円	86百万円
数理計算上の差異の発生額	311百万円	996百万円
退職給付の支払額	408百万円	292百万円
退職給付債務の期末残高	9,782百万円	9,320百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	4,412百万円	4,701百万円
期待運用収益	75百万円	107百万円
数理計算上の差異の発生額	116百万円	183百万円
事業主からの拠出額	297百万円	299百万円
退職給付の支払額	199百万円	128百万円
年金資産の期末残高	4,701百万円	4,796百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	529百万円	575百万円
退職給付費用	91百万円	84百万円
退職給付の支払額	13百万円	28百万円
制度への拠出額	32百万円	44百万円
退職給付に係る負債の期末残高	575百万円	587百万円

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	7,298百万円	6,821百万円
年金資産	4,701百万円	4,796百万円
	2,597百万円	2,025百万円
非積立型制度の退職給付債務	3,059百万円	3,087百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,656百万円	5,112百万円
退職給付に係る負債	5,656百万円	5,112百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,656百万円	5,112百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	723百万円	740百万円
利息費用	65百万円	86百万円
期待運用収益	75百万円	107百万円
数理計算上の差異の費用処理額	72百万円	190百万円
過去勤務費用の費用処理額	12百万円	- 百万円
簡便法で計算した退職給付費用	91百万円	84百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	744百万円	613百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	12百万円	- 百万円
数理計算上の差異	355百万円	624百万円
合計	367百万円	624百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	88百万円	706百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	28%	31%
株式	14%	11%
一般勘定	57%	58%
その他	1%	0%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.9%	1.8%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	1.6%	1.6%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	51百万円	87百万円

2 スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 8 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2
ストック・オプションの数(注)	普通株式 89,000株	普通株式 93,000株	普通株式 75,000株
付与日	2009年1月21日	2010年1月21日	2011年1月21日
権利確定条件	付与日(2009年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2010年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2011年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2008年4月1日～ 2009年3月31日	2009年4月1日～ 2010年3月31日	2010年4月1日～ 2011年3月31日
権利行使期間	2009年1月22日～ 2039年1月21日	2010年1月22日～ 2040年1月21日	2011年1月22日～ 2041年1月21日
	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3
ストック・オプションの数(注)	普通株式 75,000株	普通株式 90,000株	普通株式 69,000株
付与日	2012年1月23日	2013年1月23日	2014年3月10日
権利確定条件	付与日(2012年1月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2013年1月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2014年3月10日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2011年4月1日～ 2012年3月31日	2012年4月1日～ 2013年3月31日	2013年4月1日～ 2014年3月31日
権利行使期間	2012年1月24日～ 2042年1月23日	2013年1月24日～ 2043年1月23日	2014年3月11日～ 2044年3月10日

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4
ストック・オプションの数(注)	普通株式 59,000株	普通株式 62,000株	普通株式 63,500株
付与日	2015年1月30日	2016年1月28日	2017年1月30日
権利確定条件	付与日(2015年1月30日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2016年1月28日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2017年1月30日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2014年4月1日～ 2015年3月31日	2015年4月1日～ 2016年3月31日	2016年4月1日～ 2017年3月31日
権利行使期間	2015年1月31日～ 2045年1月30日	2016年1月29日～ 2046年1月28日	2017年1月31日～ 2047年1月30日
	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 2
ストック・オプションの数(注)	普通株式 65,500株	普通株式 62,700株	普通株式 77,500株
付与日	2018年1月24日	2019年2月1日	2020年2月3日
権利確定条件	付与日(2018年1月24日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2019年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2020年2月3日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日
権利行使期間	2018年1月25日～ 2048年1月24日	2019年2月2日～ 2049年2月1日	2020年2月4日～ 2050年2月3日
	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1
ストック・オプションの数(注)	普通株式 71,000株	普通株式 75,000株	普通株式 69,000株
付与日	2021年2月1日	2022年2月1日	2023年2月1日
権利確定条件	付与日(2021年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2022年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2023年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2020年4月1日～ 2021年3月31日	2021年4月1日～ 2022年3月31日	2022年4月1日～ 2023年3月31日
権利行使期間	2021年2月2日～ 2051年2月1日	2022年2月2日～ 2052年2月1日	2023年2月2日～ 2053年2月1日

	第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 4 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 5 当社監査役(社外監査役を除く) 2
ストック・オプションの数(注)	普通株式 39,000株	普通株式 48,000株
付与日	2024年2月1日	2025年2月3日
権利確定条件	付与日(2024年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2025年2月3日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
権利行使期間	2024年2月2日～ 2054年2月1日	2025年2月4日～ 2055年2月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	39,000	39,000	29,000	29,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	39,000	39,000	29,000	29,000
	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	40,000	20,000	23,500	28,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	1,000	6,000
失効	-	-	-	-
未行使残	40,000	20,000	22,500	22,500
	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	28,500	28,500	36,000	48,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	6,000	6,000	7,000	7,000
失効	-	-	-	-
未行使残	22,500	22,500	29,000	41,500

	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	46,000	50,000	58,000	39,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	2,000	2,000	2,000	1,500
失効	-	-	-	-
未行使残	44,000	48,000	56,000	37,500

	第17回 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	48,000
失効	-
権利確定	48,000
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	48,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	48,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
公正な評価単価(円)	225.21	429.63	320.54	217.36

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	2,409	2,409
公正な評価単価(円)	266.54	907.59	1,034.61	664.76

	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,409	2,409	2,409	2,409
公正な評価単価(円)	688.69	693.60	397.64	196.55

	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,409	2,409	2,409	2,409
公正な評価単価(円)	132.02	191.83	395.65	1,310.51

	第17回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
公正な評価単価(円)	1,816.57

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値およびその見積り方法

株価変動制 62.27%

2018年2月4日～2025年2月3日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 7年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

無リスク利子率 0.971%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4 スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
工事損失引当金	48百万円	83百万円
保証工事引当金	219百万円	205百万円
未払事業税	204百万円	177百万円
未払費用	626百万円	722百万円
税務上の欠損金	17,221百万円	11,386百万円
退職給付に係る負債	2,041百万円	2,297百万円
減損損失	3,424百万円	3,444百万円
減価償却超過額	249百万円	242百万円
投資有価証券	610百万円	626百万円
役員退職慰労引当金	11百万円	10百万円
長期未払金	155百万円	159百万円
資産除去債務	261百万円	267百万円
その他	401百万円	555百万円
繰延税金資産 小計	25,470百万円	20,173百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注2)	15,458百万円	9,335百万円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	6,907百万円	7,266百万円
評価性引当額 小計(注1)	22,365百万円	16,601百万円
繰延税金資産 合計	3,105百万円	3,572百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	25百万円	1百万円
特別償却準備金	0百万円	0百万円
固定資産圧縮積立金	21百万円	20百万円
その他有価証券評価差額金	7,646百万円	8,272百万円
資産除去債務	3百万円	4百万円
その他	386百万円	348百万円
繰延税金負債 合計	8,081百万円	8,645百万円
繰延税金負債の純額	4,976百万円	5,073百万円

(注) 1 評価性引当額が5,764百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したこと等であります。

2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	30	5	1,634	-	3,291	12,261	17,221
評価性引当額	-	5	1,388	-	2,801	11,264	15,458
繰延税金資産	30	-	246	-	490	997	(b)1,763

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当金を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	5	735	-	2,871	3,194	4,581	11,386
評価性引当額	5	390	-	2,871	3,194	2,875	9,335
繰延税金資産	-	345	-	-	-	1,706	(b)2,051

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当金を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4%	0.2%
評価性引当額の増減	13.7%	0.6%
住民税均等割	0.1%	0.1%
持分法による投資損益	0.0%	0.1%
税務上の繰越欠損金の利用	18.7%	20.5%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	1.3%	- %
税率変更による税率差異	- %	0.0%
その他	0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5%	10.3%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税がおこなわれることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産が2百万円減少し、繰延税金負債が229百万円、法人税等調整額が0百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が231百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は主として2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	868百万円	867百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4百万円	2百万円
見積りの変更による増減額(は減少)	1百万円	-百万円
時の経過による調整額	11百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	3百万円	7百万円
その他増減額(は減少)	14百万円	11百万円
期末残高	867百万円	851百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	102,834	9,266	3,803	2,739	118,642
一時点で移転される財又はサービス	-	9,724	3,055	3,585	16,364
外部顧客への売上高	102,834	18,990	6,858	6,324	135,006

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	122,877	12,013	2,730	2,108	139,728
一時点で移転される財又はサービス	-	11,028	3,495	4,976	19,499
外部顧客への売上高	122,877	23,041	6,225	7,084	159,227

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

新造船事業は各種船舶の製造販売、修繕船事業は各種船舶の修繕および解体、鉄構・機械事業は鉄鋼構造物およびクランク軸等の船用機械の製造販売をしております。その他事業は、主にソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。

新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業

新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業においては、請負工事契約を顧客と締結しております。当該契約には、当社グループの履行により別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、履行が完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を当社グループが有することから、一定の期間にわたり充足される履行義務が含まれております。一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。工事進捗度はインプット法を用いており、期末日までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除して契約ごとに算定しております。

その他事業

海運業については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

卸売等の物品の販売については、顧客の検収時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、当該物品の検収時点で収益を認識しております。原則として、代理人として整理される取引はありません。

契約は実質的な取引単位とするため、複数の契約を結合する場合があります。契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率で配分することとしております。契約履行に伴い発生する損害賠償金など、顧客へ一定の返金義務が生じることが見込まれる場合は、最頻値法により当該部分を見積もったうえで収益を減額することとしております。

取引の対価は、工事契約については契約条件に従い、契約期間中に段階的に受領し、履行義務をすべて充足した時点で全額を受領しております。役務の提供および卸売等の物品の販売については履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。いずれも重要な金融要素は含んでおりません。

また、当社グループでは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しておりますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務としては区別せず、保証工事引当金として認識しております。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,865	6,157
契約資産	27,325	39,670
契約負債	25,152	33,402

当社グループでは、進行中の請負工事に対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは15,234百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。なお、契約資産および契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度
1年以内	125,015
1年超	146,347
合計	271,362

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,157	13,014
契約資産	39,670	27,085
契約負債	33,402	40,807

当社グループでは、進行中の請負工事に対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは21,359百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。なお、契約資産および契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	131,915
1年超	226,520
合計	358,435

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討をおこなう対象となっているものであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物及び機械の製造販売ならびに船舶の修繕を主な事業内容としており、当社および当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、事業部および中核子会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「新造船事業」、「修繕船事業」、「鉄構・機械事業」および「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

「新造船事業」は、各種船舶の製造販売をしております。「修繕船事業」は、函館どつく株式会社および佐世保重工業株式会社が営んでいる事業で各種船舶の修繕および解体をしております。「鉄構・機械事業」は、主に当社において鉄鋼構造物の製造販売、佐世保重工業株式会社においてクランク軸等の船用機械の製造販売をしております。

「その他事業」は、主にソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	連結財務 諸表計上 額(注)2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	102,834	18,990	6,858	6,324	135,006	-	135,006
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	530	530	530	-
計	102,834	18,990	6,858	6,854	135,536	530	135,006
セグメント利益又は セグメント損失()	16,780	1,766	122	511	18,935	2,442	16,493
セグメント資産	111,950	20,176	6,397	9,589	148,112	26,679	174,791
その他の項目							
減価償却費	1,651	806	180	668	3,305	283	3,588
有形固定資産及び 無形固定資産の増加 額	1,244	709	95	61	2,109	224	2,333

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額 2,442百万円には、セグメント間取引消去 10百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 2,432百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額26,679百万円には、セグメント間取引消去 32,022百万円および各報告セグメントに配分していない全社資産58,701百万円が含まれております。

3 セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	連結財務 諸表計上 額(注)2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	122,877	23,041	6,225	7,084	159,227	-	159,227
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	732	732	732	-
計	122,877	23,041	6,225	7,816	159,959	732	159,227
セグメント利益	27,572	3,636	115	836	32,159	2,693	29,466
セグメント資産	137,881	26,063	7,818	10,383	182,145	26,892	209,037
その他の項目							
減価償却費	1,722	784	155	499	3,160	287	3,447
有形固定資産及び 無形固定資産の増加 額	3,409	1,233	239	811	5,692	631	6,323

(注) 1 セグメント利益の調整額 2,693百万円には、セグメント間取引消去 23百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 2,670百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額26,892百万円には、セグメント間取引消去 34,832百万円および各報告セグメントに配分していない全社資産61,724百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	マーシャル諸島	リベリア	キプロス	その他	合計
35,692	18,210	46,185	13,567	21,352	135,006

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	マーシャル諸島	リベリア	パナマ	その他	合計
58,122	16,425	24,721	38,927	21,032	159,227

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要な事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要な事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要な事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	1,145円39銭	1,505円29銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	79,899	105,142
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	481	710
(うち新株予約権) (百万円)	266	332
(うち非支配株主持分) (百万円)	215	378
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	79,418	104,432
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (千株)	69,336	69,376

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	287円86銭	378円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,954	26,245
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	19,954	26,245
普通株式の期中平均株式数 (千株)	69,318	69,367
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	285円52銭	375円33銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数 (千株)	567	558
(うち新株予約権) (千株)	567	558
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要 (千株)	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,301	1,401	1.302	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,204	3,472	1.516	-
1年以内に返済予定のリース債務	214	232	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	9,255	12,853	1.575	2027年3月10日～ 2035年6月29日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	318	282	-	2026年10月16日～ 2030年2月28日
合計	13,292	18,240	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,452	3,122	2,947	2,399
リース債務	101	73	62	46

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	39,760	78,281	120,721	159,227
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	9,792	14,583	24,984	29,590
親会社株主に帰属する 中間(四半期)(当期)純利 (百万円) 益	9,694	14,286	22,523	26,245
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	139.79	205.97	324.71	378.35

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり 四半期純利益 (円)	139.79	66.19	118.73	53.65

(注) 第1四半期連結累計期間および第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,426	67,793
受取手形	13	-
電子記録債権	2 508	2 420
売掛金	2 228	2 1,503
契約資産	1 36,341	1 25,838
仕掛品	752	824
原材料及び貯蔵品	1,407	1,669
前渡金	8,267	11,755
前払費用	159	145
未収収益	2 25	2 20
短期貸付金	2 1,292	2 1,292
未収入金	2 1,165	2 1,286
未収消費税等	2,019	1,971
その他	397	376
貸倒引当金	41	32
流動資産合計	91,958	114,860
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,238	4,406
構築物	1,563	1,463
ドック船台	232	220
機械及び装置	1,791	2,084
船舶	0	1
車両運搬具	135	460
工具、器具及び備品	375	386
土地	3,819	4,622
リース資産	103	170
建設仮勘定	92	174
有形固定資産合計	1 12,348	1 13,986
無形固定資産		
ソフトウェア	274	406
無形固定資産合計	274	406
投資その他の資産		
投資有価証券	23,796	24,858
関係会社株式	7,967	7,966
長期貸付金	2 7,405	2 6,113
長期前払費用	23	7
その他	401	367
貸倒引当金	6	5
投資その他の資産合計	39,586	39,306
固定資産合計	52,208	53,698
資産合計	144,166	168,558

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3 376	150
電子記録債務	2, 3 3,683	2 2,185
買掛金	2 18,064	2 17,025
短期借入金	1 2,334	1 3,114
リース債務	33	48
未払金	2 1,853	2 2,196
未払費用	2 2,121	2 2,159
未払法人税等	2,500	2,294
契約負債	1 33,177	40,760
預り金	217	159
保証工事引当金	670	498
工事損失引当金	104	-
役員賞与引当金	50	61
その他	11	23
流動負債合計	65,193	70,672
固定負債		
長期借入金	1 6,261	1 7,847
リース債務	83	144
繰延税金負債	4,700	4,429
退職給付引当金	2,386	2,574
資産除去債務	779	779
その他	509	508
固定負債合計	14,718	16,281
負債合計	79,911	86,953
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,189	8,200
資本剰余金		
資本準備金	26,914	26,924
その他資本剰余金	5	5
資本剰余金合計	26,919	26,929
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	0	0
固定資産圧縮積立金	47	46
繰越利益剰余金	14,654	31,411
利益剰余金合計	14,701	31,457
自己株式	5	6
株主資本合計	49,804	66,580
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,128	14,709
繰延ヘッジ損益	57	16
評価・換算差額等合計	14,185	14,693
新株予約権	266	332
純資産合計	64,255	81,605
負債純資産合計	144,166	168,558

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
売上高	1 104,852	1 126,998
売上原価	1 88,571	1 102,727
売上総利益	16,281	24,271
販売費及び一般管理費	2 3,830	2 4,144
営業利益	12,451	20,127
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 1,526	1 2,332
為替差益	2,147	-
その他	99	29
営業外収益合計	3,772	2,361
営業外費用		
支払利息	188	132
支払手数料	32	29
固定資産除売却損	72	27
為替差損	-	550
台風による損失	46	69
その他	15	107
営業外費用合計	353	914
経常利益	15,870	21,574
特別利益		
関係会社清算益	28	-
投資有価証券売却益	-	87
関係会社株式売却益	6	-
特別利益合計	34	87
税引前当期純利益	15,904	21,661
法人税、住民税及び事業税	2,477	3,247
法人税等調整額	1,621	770
法人税等合計	856	2,477
当期純利益	15,048	19,184

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 直接材料費		48,257	54.5	53,219	51.9
2 直接経費		24,210	27.3	33,522	32.6
3 用役費		2,845	3.2	2,175	2.1
4 加工費		12,909	14.6	13,746	13.4
5 原価差額		188	0.2	341	0.3
6 保証工事引当金繰入額(は戻入額)		248	0.3	172	0.2
7 工事損失引当金繰入額(は戻入額)		86	0.1	104	0.1
売上原価合計		88,571	100.0	102,727	100.0

原価計算の方法

当社の実施している原価計算は個別原価計算を主とし、設計部門等一部については総合原価計算を採用しております。原価は実際原価を原則としており、労務費・間接費・用役費等は予定率をもって工事に賦課、または配賦し、実際原価との差額は原価差額の調整を行いますが、総製造費用の100分の1に相当する金額以内である場合は、売上原価に直課しております。

加工費には、工事に賦課する直接労務費と直接作業時間を基準として予定率をもって配賦する間接費が含まれております。このうち直接労務費の割合は前事業年度54.0%、当事業年度53.6%であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					配当準備積立金	特別償却準備金	
当期首残高	8,168	33,897	-	33,897	247	122	25
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	21	22		22			
資本準備金の取崩		7,005	7,005	-			
利益準備金の取崩					247		
欠損填補			6,654	6,654			
剰余金の配当			346	346			
配当準備積立金の取崩						122	
特別償却準備金の取崩							25
固定資産圧縮積立金の取崩							
別途積立金の取崩							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	21	6,983	5	6,978	247	122	25
当期末残高	8,189	26,914	5	26,919	-	-	0

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	51	2,000	9,099	6,654	5	35,406
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						43
資本準備金の取崩						-
利益準備金の取崩			247	-		-
欠損填補			6,654	6,654		-
剰余金の配当			347	347		693
配当準備積立金の取崩			122	-		-
特別償却準備金の取崩			25	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	4		4	-		-
別途積立金の取崩		2,000	2,000	-		-
当期純利益			15,048	15,048		15,048
自己株式の取得					0	0
自己株式の処分					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	4	2,000	23,753	21,355	0	14,398
当期末残高	47	-	14,654	14,701	5	49,804

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	6,109	34	6,143	258	41,807
当期変動額					
新株の発行（新株予約権 の行使）				43	0
資本準備金の取崩					-
利益準備金の取崩					-
欠損填補					-
剰余金の配当					693
配当準備積立金の取崩					-
特別償却準備金の取崩					-
固定資産圧縮積立金の取 崩					-
別途積立金の取崩					-
当期純利益					15,048
自己株式の取得					0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	8,019	23	8,042	51	8,093
当期変動額合計	8,019	23	8,042	8	22,448
当期末残高	14,128	57	14,185	266	64,255

当事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						配当準備積立金	特別償却準備金
当期首残高	8,189	26,914	5	26,919	-	-	0
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	11	10		10			
資本準備金の取崩							
利益準備金の取崩							
欠損填補							
剰余金の配当							
配当準備積立金の取崩							
特別償却準備金の取崩							0
固定資産圧縮積立金の取崩							
別途積立金の取崩							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	11	10	0	10	-	-	0
当期末残高	8,200	26,924	5	26,929	-	-	0

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	47	-	14,654	14,701	5	49,804
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						21
資本準備金の取崩						-
利益準備金の取崩						-
欠損填補						-
剰余金の配当			2,428	2,428		2,428
配当準備積立金の取崩				-		-
特別償却準備金の取崩			0	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	1		1	-		-
別途積立金の取崩				-		-
当期純利益			19,184	19,184		19,184
自己株式の取得					1	1
自己株式の処分					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	1	-	16,757	16,756	1	16,776
当期末残高	46	-	31,411	31,457	6	66,580

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	14,128	57	14,185	266	64,255
当期変動額					
新株の発行（新株予約権 の行使）				21	0
資本準備金の取崩					-
利益準備金の取崩					-
欠損填補					-
剰余金の配当					2,428
配当準備積立金の取崩					-
特別償却準備金の取崩					-
固定資産圧縮積立金の取 崩					-
別途積立金の取崩					-
当期純利益					19,184
自己株式の取得					1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	581	73	508	87	595
当期変動額合計	581	73	508	66	17,350
当期末残高	14,709	16	14,693	332	81,605

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引により生じる債権および債務の評価基準および評価方法

時価法

3 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 仕掛品

個別法

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

機械及び装置 5年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 保証工事引当金

新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金

当期末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。なお、当事業年度末における計上はありません。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により翌期から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

7 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、船舶および鉄鋼構造物の製造販売を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。請負工事契約に関して、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ア)ヘッジ手段

デリバティブ取引

(為替予約取引、金利スワップ取引)

(イ)ヘッジ対象

相場変動等によるリスクを保有しているもの

(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(5) その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行および管理は経営管理部でおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
新造船事業 外部顧客への売上高のうち 一定期間にわたり移転される財またはサービス	100,285	122,877

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）（1）一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の財務諸表に計上した金額

財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）（2）繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産および担保付債務

(ア)担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
契約資産(注1)	29,765百万円	25,386百万円
建物	263百万円	228百万円
構築物	169百万円	160百万円
ドック船台	203百万円	193百万円
機械及び装置	0百万円	0百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	3,810百万円	3,810百万円
計	34,210百万円	29,777百万円

上記のうち、工場財団根抵当権に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	212百万円	179百万円
構築物	168百万円	161百万円
ドック船台	203百万円	193百万円
機械及び装置	0百万円	0百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	3,545百万円	3,545百万円
計	4,128百万円	4,078百万円

(イ)担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
契約負債(注2)	4,239百万円	-百万円
短期借入金	700百万円	700百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	5,175百万円	8,094百万円
計	10,114百万円	8,794百万円

(注1)新造船の建造契約に係る前受金(契約負債)返還保証のために一部の建造中の船舶の契約資産を担保に供しておりますが、当事業年度末においては、当該保証契約に対する保証債務残高はありません。

(注2)国内連結子会社の資産を含めた共同担保設定による当社の債務を記載しております。

2 関係会社に対する資産・負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	2,978百万円	2,990百万円
長期金銭債権	7,405百万円	6,113百万円
短期金銭債務	7,073百万円	6,320百万円

3 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
支払手形	73百万円	-百万円
電子記録債務	400百万円	-百万円

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証をおこなっております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
函館どつく株式会社	998百万円	625百万円
モーニングダイダラスナビゲーション社	1,997百万円	1,819百万円
計	2,995百万円	2,444百万円

5 当座貸越極度額およびコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引金融機関と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。当座貸越契約およびコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額および コミットメントラインの総額	4,600百万円	8,800百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	4,600百万円	8,800百万円

6 財務制限条項

前事業年度(2024年3月31日)

上記5のコミットメントライン契約について、各年度の決算期における当社および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当事業年度末において上記の財務制限条項には抵触しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

上記5のコミットメントライン契約について、各年度の決算期における当社および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当事業年度末において上記の財務制限条項には抵触しておりません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	635百万円	587百万円
仕入高	20,439百万円	28,536百万円
営業取引以外の取引高	1,069百万円	2,235百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料及び手当	1,144百万円	1,320百万円
福利厚生費	352百万円	370百万円
租税公課	578百万円	601百万円
減価償却費	150百万円	141百万円
研究開発費	493百万円	470百万円
おおよその割合		
販売費	36%	36%
一般管理費	64%	64%

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,966百万円、関連会社株式 - 百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,966百万円、関連会社株式1百万円）は、市場価格のない株式等のため、子会社株式および関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
工事損失引当金	32百万円	- 百万円
保証工事引当金	204百万円	152百万円
未払事業税	188百万円	163百万円
投資有価証券	185百万円	190百万円
関係会社株式	11,034百万円	14,394百万円
退職給付引当金	727百万円	807百万円
未払役員退職慰労金	155百万円	159百万円
税務上の欠損金	5,060百万円	1,948百万円
貸倒引当金	12百万円	10百万円
その他	905百万円	1,084百万円
繰延税金資産 小計	18,502百万円	18,907百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	4,275百万円	366百万円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	12,625百万円	16,161百万円
評価性引当額 小計	16,900百万円	16,527百万円
繰延税金資産 合計	1,602百万円	2,380百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	25百万円	- 百万円
特別償却準備金	0百万円	0百万円
固定資産圧縮積立金	21百万円	20百万円
その他有価証券評価差額金	6,255百万円	6,786百万円
資産除去債務	1百万円	3百万円
繰延税金負債 合計	6,302百万円	6,809百万円
繰延税金負債の純額	4,700百万円	4,429百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.2%	2.0%
評価性引当額の増減	8.8%	2.3%
住民税均等割	0.1%	0.1%
税務上の繰越欠損金の利用	15.4%	14.5%
過年度法人税等	0.8%	- %
その他	0.7%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.4%	11.4%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税がおこなわれることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が195百万円増加し、法人税等調整額が0百万円増加し、その他有価証券評価差額金が195百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	4,238	490	1	321	4,406	11,067
	構築物	1,563	28	5	123	1,463	8,582
	ドック船台	232	-	-	12	220	1,777
	機械及び装置	1,791	880	70	517	2,084	23,363
	船舶	0	2	-	1	1	4
	車両運搬具	135	397	1	71	460	1,562
	工具、器具 及び備品	375	135	6	118	386	3,730
	土地	3,819	803	-	-	4,622	-
	リース資産	103	110	-	43	170	314
	建設仮勘定	92	2,815	2,733	-	174	-
	計	12,348	5,660	2,816	1,206	13,986	50,399
無形固定 資産	ソフトウェア	274	237	-	105	406	
	計	274	237	-	105	406	

(注) 機械及び装置の「当期増加額」のうち主たるものは、プラスト工場除湿装置197百万円であります。

【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	47	37	47	37
保証工事引当金	670	233	405	498
工事損失引当金	104	-	104	-
役員賞与引当金	50	61	50	61

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行(株) 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.namura.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 2006年6月28日開催の第107回定時株主総会において、単元未満株式についての権利に関する定めを定款に追加いたしました。当該規定により単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類、確認書

事業年度(第125期)(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度(第125期)(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月26日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書およびその確認書

第126期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書

2024年5月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2024年6月26日関東財務局長に提出

(5) 有価証券報告書の訂正報告書およびその確認書

事業年度(第124期)(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2025年6月23日関東財務局長に提出

事業年度(第125期)(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2025年6月23日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月24日

株式会社名村造船所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本健一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤英哉

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり収益を認識する方法における工事原価総額の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(5)に記載されているとおり、会社は新造船セグメントの新造船建造契約について、一定の期間にわたり収益を計上している。2025年3月期の連結損益計算書上、新造船セグメントにおける一定の期間にわたり認識された売上高は122,877百万円であり、連結売上高の77.2%を占めている。</p> <p>一定の期間にわたり認識される売上高は、受注総額に工事進捗度を乗じて算定される。重要な会計上の見積りに関する注記(1)に記載のとおり、工事進捗度は、当連結会計年度末までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除したインプット法により算定される。よって、一定の期間にわたり認識された売上高は見積工事原価総額がその計上額に影響を及ぼすが、当該見積工事原価総額は原価要素ごとに発生が見込まれる金額を積み上げて算定されている。このうち、特に加工費（主として労務費、外注費）は見積工事原価総額のうち約30%を占めその見積りは、将来の原価低減施策の効果の発現や工程管理の良否、顧客からの追加要請等に依存することから重要な仮定をもとに算定される。</p> <p>このように、工事原価総額の見積りは、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受け、不確実性を伴うものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、見積工事原価総額の合理性を評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 工事原価総額を見積もるプロセスに関し、主として以下の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工数の予測及び不確定要素の反映を含む工事原価総額の見積りの合理性を担保するための統制 ・建造着手後の仕様を含む状況変化を識別して、見積工事原価総額を適切に見直し、決算時において反映するための統制 <p>(2)工事原価総額の見積りに係る遡及的な検討 前連結会計年度末における見積工事原価総額と当連結会計年度における実績工事原価との比較及び変動事由を検討することにより、見積りの遡及的な検討を実施した。</p> <p>(3)工事原価総額の見積りの合理性の評価 当連結会計年度末に見積もられた見積工事原価総額について、過去に建造した同形式または類似した形式の新造船の実績原価と各原価要素単位で比較を行った。</p> <p>工事原価総額の見積り及び予算実績の比較に係る会社の会議体の報告資料及び議事録を閲覧し、発生が見込まれる原価が見積工事原価総額に反映されているか評価した。</p> <p>見積工事原価総額における各原価要素の算定根拠について基礎資料を閲覧するとともに原価の見積りに関わる各部門の責任者に質問した。</p> <p>当連結会計年度末において、作業現場を視察し、工程計画表と実際の工事の進捗状況との整合性を確かめるとともに、工程計画表に基づく進捗度と算定された進捗度を比較した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社名村造船所の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社名村造船所が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

株式会社名村造船所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須藤英哉

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり収益を認識する方法における工事原価総額の見積り

連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されている監査上の主要な検討事項と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。